

令和8年度 滋賀県障害者雇用対策本部本部員会議 次第

開催日時：令和8年9月29日（火）9：30～

開催場所：WEB会議

1 開 会

2 議 題

(1) 障害者雇用の現状および国の取組について

(2) 滋賀県の機関等における障害者雇用の現状および取組について

(3) 各部局および障害者雇用対策本部における令和8年度の取組について

〈配付資料〉

資料 1	障害者雇用の現状と雇用促進の取組
資料 2	滋賀県の機関等における障害者雇用の現状および取組について
資料 3-1	各部局の障害者雇用関連施策一覧
資料 3-2	健康医療福祉部の取組
資料 3-3	商工労働部の取組
資料 3-4	農政水産部の取組
資料 3-5	教育委員会の取組
資料 4-1	令和8年度滋賀県障害者雇用対策本部の取組について
資料 4-2	障害者雇用の促進に向けた取組宣言一覧

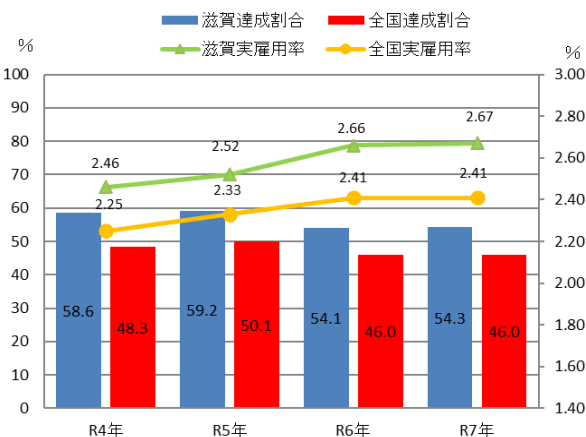
参考 1	滋賀県障害者雇用対策本部設置規程
参考 2	令和7年障害者雇用状況の集計結果
参考 3	令和6年度の要請書
参考 4	要請活動の手引
参考 5	取組宣言の手引

1. 障害者雇用の現状

- 滋賀県内に本社のある民間企業の障害者雇用状況（令和7年6月1日現在）
 - ・ 実雇用率は**2.67%**で過去最高を更新、対前年比0.01ポイント上昇
 - ・ 法定雇用率達成企業割合は**54.3%**、対前年比0.2ポイント上昇
- 滋賀県の公的機関等の障害者雇用状況（令和7年6月1日現在）
 - ・ 県市町等の29機関のうち、未達成機関は16機関、法定雇用不足数は合計で126.5人
- 滋賀県内のハローワークにおける就職件数は、1,611件で5年連続増加（令和7年度）

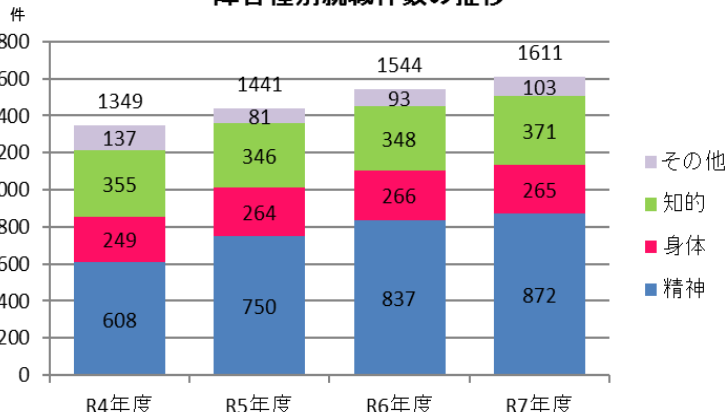
障害者雇用率達成状況

民間企業の雇用率達成割合・実雇用率の推移



県内ハローワークにおける職業紹介状況

障害種別就職件数の推移



2. 障害者の雇用促進の取組

労働局・ハローワークにおける取組

○ 障害者向けチーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設や障害者就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）等の職員とチームを結成し、就職から職場定着までの一貫した支援を実施。

○ 企業向けチーム支援

障害者雇用の経験・ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関とチームを結成し、雇入れ準備から採用後の定着支援までの一貫した支援を実施。

○ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

近年、精神障害および発達障害のある方の雇用が増加している中、これらの方々が安定して働き続けられる職場環境づくりが重要であることから、一緒に働く従業員を主な対象とした、障害等に関する基礎的な知識や情報を提供するための講座を開催。

障害者雇用に関する優良な中小事業主の認定制度（もにす認定制度）

認定事業主は社会的認知度を高めるメリットを享受することができ、地域においては認定事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知されることで、当該地域の障害者雇用の取組が一層推進されることが期待される。

※滋賀県内の認定企業（令和8年8月31日現在）

- ・ (株)クレール(犬上郡多賀町) ・ 電気硝子ユニバーサポート(株)(大津市)
- ・ (株)星光舎(甲賀市) ・ パナソニックアソシエイツ滋賀(株)(彦根市)
- ・ 宮川バネ工業(株)(東近江市) ・ カルビー・イートーク(株)(湖南市)
- ・ キンカンビジネスアソシエイツ(株)(草津市) ・ 綾羽(株)(大津市)



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

もにす

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けられました。

【滋賀県の機関等における障害者雇用の現状および取組について】

1 障害者雇用の現状

(1) 障害者活躍推進計画について

- ・障害のある職員もいない職員もともにいきいきと働く県庁の実現するため、令和元年5月に「障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム」を設置し、令和2年3月に「障害者活躍推進計画」を策定（令和7年3月に改定）。

現行計画期間：令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）

目指す姿：障害の有無に関わらず全ての職員が

- ・持てる能力を最大限発揮し、やりがいをもって働き続けられる県庁
- ・自分らしさや強み、個性を活かし合える県庁

計画目標：①採用 知事部局および滋賀県における各年6月1日時点の法定雇用率以上

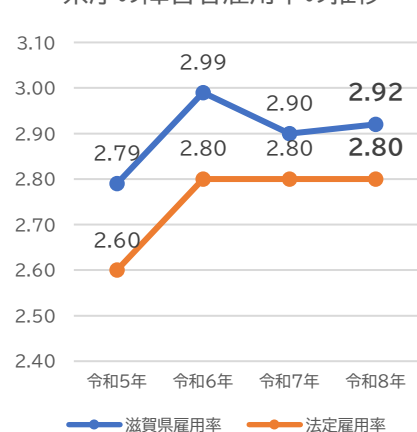
②定着 （常勤職員）採用後3年間の定着率100%

（会計年度任用職員）雇用期間満了まで継続して勤務した職員の割合100%

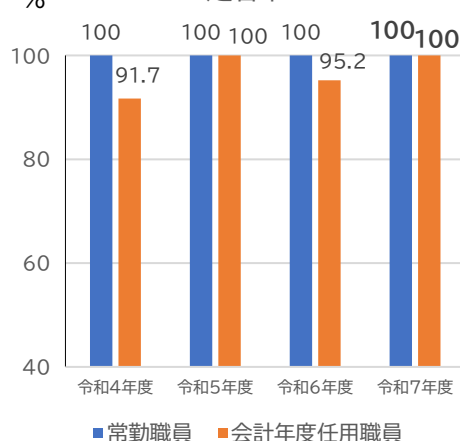
③ワーク・エンゲージメント 担当職務の「やりがい」に関する項目で、「感じている」「概ね感じている」と回答する職員の割合の90%以上維持（R6までは80%）

(2) 計画の実績推移

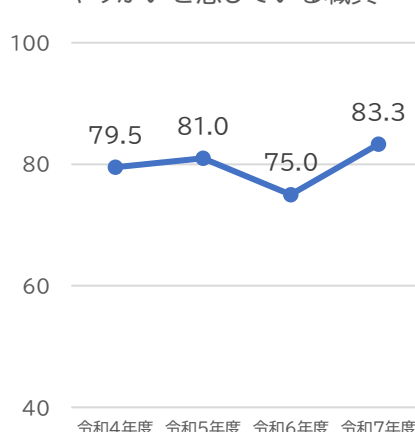
% 県庁の障害者雇用率の推移



% 定着率



% やりがいを感じている職員



2 計画に基づく主な取組

(1) 「人」 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・職場適応支援者を人事課に配置し、支援・相談体制の充実
- ・組織内の人的サポート体制や外部の関係機関との連携体制を構築
- ・障害や障害者雇用に関する理解促進・啓発のための研修を実施

(2) 「仕事」 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・新規採用時または異動時、その他定期的に面談を実施することで、業務の適切なマッチングの点検
- ・障害のある職員の能力や希望も踏まえ、職務の選定および創出についての検討

(3) 「環境」 障害者の活躍を推進するための環境整備・制度の利用促進

- ・各庁舎や施設における環境整備の推進に向けた検討
- ・障害者採用試験の実施
- ・テレワークや時差出勤制度の利用を促進

各部局の障害者雇用関連施策一覧

資料 3 - 1

目指す方向

○障害のある人が、その能力と適性に応じ、多様な働く場に参加し、自立した生活を送ることができる社会づくりをめざします。

目 標

○障害のある生徒・学生の一般就労への促進
○障害者の知識・能力の向上による一般就労への促進
○障害福祉サービス事業所等から一般就労への促進

令和8年度施策体系

38事業

令和8年度予算額 計 1,246,761 千円

1. 教育現場における支援	児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定	一 千円	【健福】	
	職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業	7,273 千円	【教育】	
2. 知識・技能の向上	障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業	10,126 千円	【健福】	
	企業等と連携した技術等の習得による障害者就労促進事業	6,906 千円	【健福】	
	障害者介護職員養成事業	9,338 千円	【健福】	
	障害者委託訓練事業	12,817 千円	【商労】	
3. 一般就労への移行支援	障害者総合実務訓練事業	19,278 千円	【商労】	
	障害者トライワーク支援事業	5,671 千円	【商労】	
	就労移行支援促進事業	3,602 千円	【健福】	
	障害者就労ネットワーク事業	4,591 千円	【健福】	
4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備	障害者差別解消総合推進事業	4,803 千円	【健福】	
	共生・意思疎通等促進条例普及啓発事業	5,220 千円	【健福】	
	障害者優先調達の推進	一 千円	【健福】	
	しが障害者施設応援企業認定制度	一 千円	【健福】	
	農福連携推進事業	12,505 千円	【農水】	
	しがのふるさと支え合いプロジェクト	4,840 千円	【農水】	
	「Made in SHIGA」企業立地助成金	100,000 千円	【商労】	
	産業立地戦略推進助成金	50,000 千円	【商労】	
	チャレンジDWORK運動推進事業	1,954 千円	【商労】	
	建設工事入札参加資格審査に係る優遇制度	一 千円	【土木】	
	社会政策推進に配慮した入札等の実施	一 千円	【会計】	
	ナイスハート物品購入制度	40 千円	【会計】	
	【拡充】 学校事務補助員（障害者雇用）の任用	164,095 千円	【教育】	
	【組替】 学校業務嘱託員（障害者雇用）の任用	171,304 千円	【教育】	
	学校事務補助員（障害者雇用）の任用	180,037 千円	【教育】	
	職場適応支援員の任用	41,553 千円	【教育】	
	合理的配慮協力員	3,991 千円	【教育】	
	障害者チャレンジ雇用推進事業	122,585 千円	【総務】	
	障害者チャレンジ雇用推進事業	38,064 千円	【教育】	
	障害者雇用推進事業	7,374 千円	【企業】	
5. 雇用促進に向けた総合的支援	障害者雇用推進事業	65,246 千円	【病院】	
	人権啓発活動推進事業	44,643 千円	【総合】	
	じんけん通信発行事業	- 千円	【総合】	
	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業(生活支援等事業)	67,907 千円	【健福】	
	発達障害者支援センター運営事業	59,724 千円	【健福】	
	働き・暮らし応援センター事業（定着支援員設置）	10,637 千円	【健福】	
	働き・暮らし応援センター事業（職場開拓員設置）	10,637 千円	【商労】	
	障害者雇用のあり方検討ワーキングチーム会議	一 千円	【総務】	

連 携

労
働
局

連 携

○令和8年度の事業実施予定

1. 教育現場における支援

- 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定
 - ・ 県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、連携した支援を行う。(R3.4~)
 - ≪協定に基づく連携：相談件数の実績(R7年度)≫ 1,767件

2. 知識・技能の向上

- 障害者介護職員養成事業
 - ・ 障害者の学習速度に合わせた介護職員初任者研修を実施し、障害者の介護の職場への就労を促進する。
- 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業
 - ・ 障害福祉サービス事業所で働く障害者の就労収入の向上を図るため、事業所の業務改善や商品開発、販路拡大への助言、工賃向上にかかるスキル向上のための支援事業所職員向け人材育成研修など、事業所の仕事おこし支援を行う。
- 企業等と連携した技術等の習得による障害者就労促進事業
 - ・ 障害者の就労促進を図るため、就職を希望する障害者に対するビルメンテナンス業務に関する研修およびビルメンテナンス業務において障害者雇用を行っている企業に対する障害の特性理解や環境整備などの研修を行う。

3. 一般就労への移行支援

- 就労移行支援促進事業
 - ・ 就労移行支援事業所の職員等を対象に、就労アセスメント手法に関する研修や障害者が働く企業での現場実習など、基本的な支援技術に関する研修を実施する。≪R7年度事業実績≫ 10名受講
- 障害者就労ネットワーク事業
 - ・ 企業・福祉・教育・行政等の関係機関による協議の場を設置し、障害者の一般就労およびその後の職場定着の促進に係る検討を行う。また、入職前に働く上での基礎知識を学ぶ研修や横の繋がりをもつ交流会を実施するとともに、入職後に「学びの場」等の研修を行う。

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

- 障害者差別解消総合推進事業
 - ・ 障害者差別を解消するため、障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく相談・解決の体制を引き続き整備するとともに、事業者等による合理的配慮の提供の促進を図る。
- 共生・意思疎通等促進条例普及啓発事業
 - ・ 障害者差別のない共生社会づくり条例および同条例の趣旨にのっとり制定された滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例を県民に対し一体的に普及啓発する。
- 障害者優先調達の促進
 - ・ 滋賀県による障害者就労施設等からの物品・役務の調達の推進を図るための方針に基づき、県が行う障害者就労施設等からの物品・役務の調達を総合的かつ計画的に推進する。
- しが障害者施設応援企業の認定
 - ・ 障害福祉サービス事業所等で福祉的就労する障害者の工賃向上および就労促進のために、企業が障害福祉サービス事業所等から物品や役務の調達または資材の提供等を行った場合に、しが障害者施設応援企業として認定する。≪R8年度認定≫ 215者

5. 雇用促進に向けた総合的支援

- 障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）
 - ・ 国の仕組みである障害者就業・生活支援センターに、職場開拓と定着支援を担う職員を県独自に加配し、障害者の就労と雇用のニーズのマッチング、職場定着支援等を一体的に実施する。
- 発達障害者支援センター運営事業
 - ・ 県内の大学や特別支援学校等に限らず、障害者支援施設や企業等、地域で発達障害者および発達障害の疑いのある方に支援を行う関係機関へ心理士等の専門家を派遣し、助言等を行う。

○令和8年度の取組

2. 知識・技能の向上

- 障害者委託訓練事業
 - ・ 企業、NPO法人、民間教育訓練機関等への委託により、各種訓練（知識・技能習得、実践能力習得、特別支援学校早期訓練）を実施する。
 - 【R7】 受講者：10名、中退者：3名、修了者：7名（就職者：6名）
- 障害者総合実務訓練事業
 - ・ 高等技術専門校に知的障害者を対象とした総合実務科（販売実務、OA事務の各コース）を設け、訓練を実施する。
 - 【R7】 入校者：4名（4月生：4名、10月生：0名）
- 障害者トライワーク支援事業
 - ・ 1週間程度の企業での就労体験を提供する。
 - 【R7】 利用者：82名（R8.3.31時点）

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

- チャレンジドWORK運動推進事業
 - ・ 滋賀労働局等と連携し、障害者雇用に取り組む契機づくりを行うことで、障害者の就労に関する事業所や県民の関心を深める。
 - ◆ 障害者雇用優良事業所等知事表彰
 - 【R8】 障害者雇用優良事業所：3事業所、優秀勤労障害者：14名
 - チャレンジドWORK推進事業所：1事業所
 - ◆ 障害者就職説明会の開催（9、10月、2月に県内各地域で実施）
 - 【R7】 参加求職者：581名、参加事業所：89事業所、採用者：42名
 - ◆ 障害者雇用促進・定着推進セミナー
 - 県内事業所における障害者の雇用と定着の促進を図るため、雇用・定着セミナーを開催し県内事業所への啓発を行う。
 - 【R7】 参加者 第1回（基調講演、事例紹介）：19名、第2回（企業見学）：9名
- 障害者雇用促進ガイドブックの作成（市町へ配布し、企業訪問時に活用）

5. 雇用促進に向けた総合的支援

- 障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター）
 - ・ 県内各福祉圏域7カ所に国が設置する障害者就業・生活支援センターに、県独自で職場開拓と定着支援の機能を付加し、障害者の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングおよび職場定着のサポートを一体的に行う。
 - 【R7】 センターからの新規就職者：336名（R8.3.31時点）

○令和 8 年度の取組

4. 障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備

○「しがの農×福ネットワーク」運営事業

- ・令和元年度に立ち上げた「しがの農×福ネットワーク（会員・団体数：96（令和 8 年 8 月末時点））」の各会員等を対象とした勉強会および交流会を開催し、農福連携に関する意識醸成、連携促進を図る。

○農福連携マッチング等推進事業

- ・専門のコーディネーターを設置し、農業者と福祉事業所等との農作業や農産物加工に係る受委託のマッチング等を行う。（令和 8 年度事業実績見込み：6 件）

○多様な主体と中山間地域の農村集落等との協働活動の支援

（しがのふるさと支え合いプロジェクト）

中山間地域の活性化を目的に、地域の集落等と企業や大学、NPO 法人等が協働し、農作業や棚田の保全活動、都市農村交流活動などを行うプロジェクト。県は協働活動のコーディネートや、相手先とのマッチング、協定を締結している団体等への支援を行う。

【教育委員会の主な取組】

○令和 8 年度 of 取組

1. 教育現場における支援

○職業的自立と社会参加をめざした職業教育充実事業

1 「しがしごと検定」の実施（対象：県立特別支援学校高等部生徒）

- ・就労への意欲関心を高め、意欲を喚起するとともに、働くために必要な基礎的な態度や技能を身に付けることを目的に、4 種目の技能検定「しがしごと検定」を引き続き実施する。（第 1 回検定：8 月、第 2 回検定：1 月）
- ・検定種目および協力企業
 - ①運搬陳列（㈱平和堂）
 - ②接客（㈱西武・プリンスホテルズワールドワイドびわ湖大津プリンスホテル）
 - ③清掃メンテナンス（（一社）滋賀ビルメンテナンス協会）
 - ④事務補助（㈱SCREEN ビジネスエキスパート）
- ・検定種目ごとに指導者講習会、検定員講習会、スキルアップ授業の実施

- 【R7】・第 1 回検定は 189 名が受検、第 2 回検定は 223 名が受検。3 年連続で 400 名を超えた。
- ・指導者講習会は 6 月に種目別に実施。
 - ・スキルアップ授業については、清掃メンテナンスはオンデマンド形式、運搬陳列、事務補助および接客は集合形式で 10 月に実施。

2 就労アドバイザーの配置による協力企業の拡大

- ・特別支援学校生徒の職場実習と就職に向け協力企業を拡大するとともに、生徒や保護者への就労アドバイスを実施することで、生徒と企業のマッチングを図り、就職率の向上につなげる。

- 【R7】・就労アドバイザーによる訪問企業数 123 件（R8.3 月末現在）

3 「しがしごと応援団」の活用促進

- ・特別支援学校の職業教育を応援する企業登録制度「しがしごと応援団」に登録いただいた企業と学校とが連携し、職業教育を中心とした教育活動を充実させる。

- 【R7】・登録企業は 384 社（R8.3.31 現在）

4 自分らしい生き方を育むキャリア教育事業の実施

（対象：県立特別支援学校 16 校 小学部、中学部、高等部）

- ・社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身に付け、自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現できる力の育成を目指し、小・中学部の早期の段階から、地域との交流等を通したキャリア教育を行う。

要請活動

趣旨

県内事業所が、障害者雇用促進法第5条に定める「事業主の責務」を果たすとともに、同法第43条第1項で規定されている「雇用義務等の数値(法定雇用率)」を維持・達成できるよう、各課の所管業務に関係する経済団体や公益法人等（以下、「関係諸団体等」という）を通じて、滋賀県障害者雇用対策本部から県内事業所に対して障害者の雇用確保と維持を求めるもの。

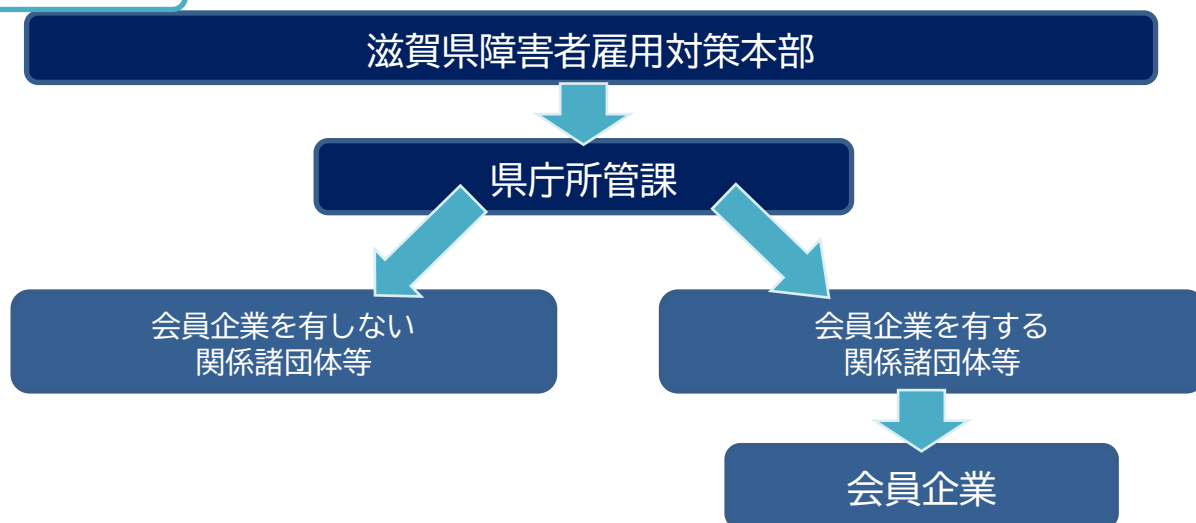
対象者

関係諸団体等：144団体

実施内容

- 所管課より関係諸団体等へ要請書を手交
(要請書案：次頁)
- 関係諸団体等から会員企業に要請内容が確実に
周知されるよう、要請活動の手引を添付

フロー図



令和8年度要請書（案）

障害者の雇用確保・維持に関する要請書（案）

滋賀県では、障害の有無に拘わらずお互いに尊重し、全ての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現を目指しており、この共生社会の理念は障害者雇用の根幹にあるものです。

障害者雇用は、障害者自身の経済的自立や生きがいのある豊かな生活につながるのみならず、企業においても、人材の確保に加え、障害者が活躍できる職場環境の整備や多様性への理解が進むことで、すべての従業員が働きやすい職場づくりが促進されるなど、企業の魅力向上につながります。

こうした中、令和8年7月に民間企業の法定雇用率は2.7%に引き上げられました。これに伴い、常用雇用労働者を37.5人以上雇用している事業主には、障害者を1人以上雇用する義務が生じることとなり、県内事業者においても、障害者雇用の一層の推進が求められています。

また、一人でも多くの障害者が、その希望や能力に応じて多様な働く場に参画するためには、単に雇用者数を増やすという「量」の確保にとどまらず、雇用環境や支援体制を整備し、一人ひとりが能力を十分に発揮して、安心して働き続けることができる「質」の高い雇用を実現していくことがより一層重要となっています。

本県では、滋賀県障害者雇用対策本部において、令和6年3月22日発出の「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」にある基本方針と具体的な取組内容を通じて、障害者雇用施策を前進させていくこととしています。

また、さらなる障害者雇用の促進を図るため、滋賀労働局と連携して開催する障害者就職説明会や障害者の就労体験（トライワーク）の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っていくほか、好事例の周知や障害の特性に応じた雇用の推進につなげるセミナーを開催し、県内企業における障害者の雇用と定着の促進を図ります。

貴団体には、障害者の雇用の促進と安定にこれまでも御尽力いただいておりますが、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただきますよう、お願い申し上げます。また、会員企業を有する団体におかれましては、本要請内容を会員の皆様に周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

令和8年(2026年)9月 日

関係諸団体

代表者 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三木大造

本部長宣言・取組宣言

趣旨

- 関係諸団体等と連携を図りながら障害者雇用に取り組んでいく旨を本部長より宣言。（令和6年3月）
- 本部長宣言の趣旨に賛同する関係諸団体等は、独自で行う取組内容を含めた「取組宣言」を提出いただくよう依頼（144団体）

令和6年度取組宣言の提出状況等

関係諸団体等 57団体【提出率39.6%】 ※令和7年10月末日時点

関係諸団体等以外 6団体

（大津・彦根・近江八幡・八日市・草津・守山商工会議所）

- とりまとめの上、令和7年11月に県ホームページへ掲載（別添一覧のとおり）
- 新規提出は、随時受付。提出後の取組宣言は、各団体の希望により、内容変更を行うことも可能。
- 新規提出または内容変更等があった場合は、県ホームページを随時更新。

宣言内容例

<主な宣言内容>

- ・ 障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深め、内容を職員に回覧・復命しての職員全体で理解を深める。」
- ・ 「会員企業の障害者雇用への理解と促進を図るため、情報提供と共有を図る。」
- ・ 「障害者雇用の理解促進のための研修会を実施します。」

<ポイント>

- ・ 約半数の団体が、「セミナーの受講」について言及。
- ・ 3分の1程の団体が、団体内や参加の会員企業における理解促進のため「情報共有」「メールマガジン等での周知」を行う旨、宣言。
- ・ その他、理解促進のための「研修会実施」や「社内での意見交換会の実施」、「雇用の受け皿整備」などが挙げられていた。

障害者雇用の促進に向けた取組宣言

令和7年10月31日時点(50音順)

番号	団体名	宣言内容
1	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深め、セミナーの内容(資料等を含む)を職員に回覧・復命して、役員や職員の障害者雇用に関する理解を深める。
2	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク	・障害者雇用の理解促進のため、研修やセミナーに参加する。 ・会員企業・団体に向けて情報提供や共有を図る。
3	一般財団法人滋賀県教職員互助会	・県が開催する人権研修を受講し、障害者雇用についての理解を深める。
4	一般社団法人滋賀経済産業協会	・障害者雇用の理解促進のための啓発セミナーを開催 ・会員企業に向け、障害者雇用関連情報をメールマガジン等で周知を図り理解を深める
5	一般社団法人滋賀県建設業協会	・会員企業の障害者雇用に対する理解と促進を図るため、情報提供と共有を図る。
6	一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	・会員下での情報提供や共有を図る
7	一般社団法人滋賀県鍼灸師会	・障害者の知識・技能の向上による就労への促進 ・障害者雇用の理解促進と雇用の受け皿整備 ・障害者(視覚障害)と交流し、技術を共に研鑽し、自立雇用に向けて協力する
8	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会	・すべての会員企業が法定雇用率の達成を目指し、会員下での情報提供や共有を図る。
9	一般社団法人滋賀県農業会議	・県が開催する障害者雇用啓発セミナー等を受講し、障害者雇用の理解を深めます。 ・職場内で障害者雇用にテーマにした意見交換等を実施します。
10	一般社団法人滋賀県病院協会	・障害者雇用の理解促進のため、研修会等を通じた啓発を行う。 ・すべての会員病院が法定雇用率の達成を目指し、会員間での情報提供や共有を図る。
11	一般社団法人滋賀県果樹業協会	・障害者雇用に係る人権啓発セミナーを開催し、理解促進に努めます。 ・県や関係機関との連携のもと障害者雇用促進パンフレット等を活用した会員企業に対する周知啓発に努めます。
12	近江八幡商工会議所	・障がい者雇用の理解促進のための啓発セミナー等を開催する。 ・すべての会員企業が法定雇用率の達成ができるよう、会員企業への情報提供を図る。

番号	団体名	宣言内容
13	大津商工会議所	・障害者雇用の理解促進のために障害者雇用啓発セミナーを開催します。 ・会員企業等に機関誌・ホームページ・メールマガジン等で情報提供周知し障害者雇用についての理解を深めます。
14	学校法人純美禮学園	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。 ・障害のある教職員が働きやすい職場環境整備を推進する。
15	草津商工会議所	・滋賀県商工会議所連合会等が作成する障害者雇用促進にかかるパンフレットの会報誌折込により会員企業への情報提供を図る ・障害者雇用の理解促進のための啓発セミナー等を開催する
16	公益財団法人系賀一雄記念財団	あらゆる人が持つ尊厳の大切さを語る普遍的な系賀思想を受け継ぎ、伝え、共生社会づくりの機運を高め、その実現を目指す。 ・あらゆる人の尊厳を認め合う共生社会の理念や福祉の心を、広く普及啓発する。 ・福祉的な視点からのコミュニケーションの回り方を学ぶ講座等の開催を通じ、障害者雇用に取り組む事業所等の働きやすい職場環境づくりを支援する。
17	公益財団法人淡海文化振興財団	・障害者雇用に関する情報を財団内で共有するとともに、県が開催する障害者雇用啓発セミナー等を受講し、障害者雇用の理解を深める。
18	公益財団法人国際湖沼環境委員会	・滋賀県内において開催される障害者雇用啓発セミナー等の受講を通じ、障害者雇用の理解を深める。 ・障害者の雇用の維持に努める。
19	公益財団法人滋賀県学校給食会	・障害のある人がその希望と能力に応じ、多様な働き場に参加し、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。 ・障害者雇用の理解促進を図るため、積極的に、研修等事業に参加し、総合的な支援のあり方を学びます。
20	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	・障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。
21	公益財団法人滋賀県人権センター	・当センターが開催する県内企業等を対象とした事業所内公正採用選考・人権啓発担当者等研修事業および事業所等から人権問題をテーマとする講演の依頼に応じ、当センターが実施する講師派遣事業等を通じて障害者雇用の促進に取り組む事業所等を支援します。
22	公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター	・研修会等あらゆる機会を通じて「障害者の雇用の促進等に関する法律」について生活衛生業界への周知を図る
23	公益社団法人びわこビジュアルズビューロー	・常用雇用者40名以上の会員企業に対し、メールマガジンで情報提供します。 ・滋賀経済団体連合会6団体の会員向けに、障害者雇用促進人権啓発セミナーを実施します。
24	公立学校共済組合滋賀支部	・県が開催する人権研修を受講し、障害者雇用についての理解を深める。
25	公立大学法人滋賀県立大学	・県を始め関係団体等が開催する障害者雇用啓発に係るセミナー等を受講し、障害者雇用の理解を深めます。 ・障害者が本法人でいきいきと活躍できるように学内で意見交換を行い、雇用拡大に努めます。 ・障がいのある学生に対して、障がいの状態や希望に応じた就労支援を行います。

番号	団体名	宣言内容
26	湖東農業協同組合	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。
27	滋賀医科大学	・障害者雇用の理解促進のため、研修やセミナーに参加する ・障害者が安全に安心して就業できる環境を整備し、定着に努める ・職場見学・実習受入れを行い社会貢献の一翼を担えるよう務める
28	滋賀医療機器工業会	・すべての会員企業が法定雇用率の達成を目指し、会員下での情報提供や共有を図る。
29	滋賀蒲生町農業協同組合	・障害者雇用の理解を深めるために、研修会等に参加する。 ・障害者の雇用促進に向けた取り組みを行います。
30	滋賀経済団体連合会	・滋賀経済団体連合会の6団体は、障害者雇用の促進に向け、各団体において取り組みを進める。
31	滋賀経済同友会	・障害者雇用を含めた多様性についての取組を、会員様向けに発信していく。
32	滋賀県看護協会	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。
33	滋賀県クリーニング生活衛生同業組合	・障害者雇用をテーマにした啓発セミナーに参加し、理解を深める ・障害者差別解消法の規定に基づき、障害者への合理的配慮について組合員に周知する
34	滋賀県後期高齢者医療広域連合	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。 ・他団体が職員向けに実施する人権研修を参考に、障害者雇用をテーマにした研修を行う。
35	滋賀県国民健康保険団体連合会	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。 ・障害者の法定雇用率の維持に努める。
36	滋賀県児童成人福祉施設協議会	・県が開催する障がい者雇用啓発セミナーを受講し、障がい者雇用の理解を深めます。 ・障がい者をテーマにした意見交換会を事業所内で実施します。
37	滋賀県児童福祉入所施設協議会	・障害者雇用の理解促進と体制強化に向けた関係機関との連携。 ・相談体制の整備と定期的な面談等の実施。 ・障害理解に向けた研修の実施。
38	滋賀県商工会議所連合会	・各商工会議所における障害者雇用の促進の取り組みが円滑に進められるよう、必要な情報提供に努めます。

番号	団体名	宣言内容
39	滋賀県商工会連合会	・商工会会員事業所に対して障害者雇用の理解と促進を図るため、県内商工会と連携して、会報誌やホームページ等により積極的な情報提供を行います。
40	滋賀県職業能力開発協会	・会員への情報提供や共有を図ります。 ・館内施設に関連パンフレットや資料を提示し、来館者への周知に努めます。
41	滋賀県私立中学高等学校連合会	・障害者雇用の理解、促進を図るため、情報の提供や共有を図る。
42	滋賀県信用保証協会	・滋賀県信用保証協会で開催する全ての人のために、障害者雇用のテーマとした研修を実施します。 ・障害者雇用啓発セミナー等の受講により、障害者雇用の理解を深めます。
43	滋賀県精神障害者地域支援事業所協議会	・障害者の雇用の促進の為に啓発パンフレットを、会員全事業者に配布します ・定例会で働きかけます
44	滋賀県中小企業家同友会	・年6回の障がい者雇用に関する勉強会を開催し、合計200名の参加を目指します。 ・障がい者と就労困難者の職場見学・体験受け入れマップ賛同企業への登録を推進します。現在44社の受け入れ企業を70社へ拡大します。 ・福祉関連等、他団体との交流会を年6回以上持ちます。
45	滋賀県中小企業団体中央会	・障害者雇用の理解促進のための中小企業組合主催の人権啓発セミナー開催（60組合以上）を支援します。 ・障害者雇用促進パンフレットを作成し、会員組合等に配付するとともに機関誌・ホームページ・メールマガジン等で情報提供・周知し障害者雇用についての理解を深めます。
46	滋賀県道路公社	・県等が開催する障害者雇用啓発の研修会等に参加し、障害者雇用の理解を深める。 ・障害者雇用への情報共有を図り、職員の資質向上に取り組む。
47	滋賀県土地開発公社	・県等が開催する障害者雇用啓発の研修会等に参加し、障害者雇用の理解を深める。 ・公社職員の障害者雇用への知識と資質向上のため職員の啓発に取り組む。
48	滋賀県土地改良事業団体連合会	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深めます。 ・障害者雇用の理解促進のための研修会を実施します。
49	滋賀県農業共済組合	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し、障害者雇用の理解を深める。
50	滋賀文教短期大学	・障がいのある学生へのサポート等就労支援を行います ・障がいに対する自己理解へのアプローチを進め、就労移行支援事業所と連携します
51	社会福祉法人グロー	・「生きることが光になる」という法人理念を大切に、日々の支援で培った知識や経験を活かし、障害の有無に関わらず、この法人で働く職員が自分自身の力を発揮し、自分らしく働ける環境づくりに取り組みます。 ・入職後の相互のミスマッチを防ぎ、安定した雇用を促進するため、就労を希望する方への職場見学や業務の説明、就労体験などを希望に応じて丁寧に実施します。

番号	団体名	宣言内容
52	社会福祉法人滋賀県共同募金会	・県が開催する障害者雇用啓発セミナーを受講し障害者雇用の理解を深める ・障害者雇用をテーマにした意見交換会を事務所内で実施する
53	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	・障害特性を学ぶ研修会を開催する。(精神障害・発達障害) ・業務の棚卸を行い、障害者が担うことができる業務の切り出しを検討する。
54	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	・法定雇用率の割合で、障害者を雇用できる環境作りに努める。 ・障害者雇用をテーマにした、意見交換会を社内で実施する。 ・障害者雇用義務化条件を前に、雇用の受け皿を整備する。
55	成安造形大学	・障害者雇用に関する法令を法人内で周知し、順守する。 ・雇用後は支援機関と共に、職場定着に取り組む。
56	聖泉大学	・FD・SD研修として、障害者雇用啓発セミナーの受講を推進する ・法定雇用率の達成を目指し、係る情報提供や共有を図る
57	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター	・滋賀県中小企業家同友会や全国障害者雇用事業所協会等、当法人が事務局を担っていたり、参画している企業団体に対して、障害者雇用の意義等を会議や研修を通して、発信します。
58	彦根商工会議所	・障害者が地域社会の一員として、その能力を十分に発揮できる環境を整えることが重要とあることを認識し、全ての会員企業に対してこの認識を共有します。 ・障害者が安心して働けるよう、必要な合理的配慮を行うことを推進します。
59	びわこ学院大学	・障害者が就労できる職種を検討していきたい。 ・障害者の理解や支援をテーマにした研修会を実施する。 ・就労継続支援B型事業所と委託契約を締結し、教室の清掃や封入作業の業務を依頼している。平成21年度から長期に亘り支援しており、今後も引き続き業務を増やしていく予定。
60	びわこリハビリテーション専門職大学	・大学の講義において、様々な障害について学ぶとともに実習等の実践的な学びの中で、障害に対する理解をさらに深める。 ・障害のある人もない人も、共に学び・働くことができる環境づくりを進めることにより、地域共生社会の実現に向けて取り組む。
61	守山商工会議所	・法・制度改正等の周知、障害者雇用拡大を目的としたセミナーを開催する。 ・会員企業の状況に合わせた個別相談等の就労支援を実施する。 ・すべての会員企業が法定雇用率の達成を目指し、会員下での情報提供や共有を図る。
62	八日市商工会議所	・障がい者雇用の理解促進のための啓発セミナーを部会、委員会等で開催する。 ・すべての会員企業が法定雇用率の達成を目指し、会員下での情報提供や共有を図る。
63	立命館大学	・2024年度に学園全体に共通する業務を集約的に支援する精神・身体障害者による「ビジネスサポートチーム」を立ち上げた。 ・今期においてはこのチームが担う学園業務での領域拡大と、各部局での障害者雇用増を進めて、より障害者との協働を推進する。

○滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

令和8年4月1日

／滋賀県訓令第39号／滋賀県企業庁訓令第16号／滋賀県病院事業庁訓令第15号／滋賀県びわこボートレース事業庁訓令第6号／滋賀県教育委員会教育長訓令第18号／滋賀県警察本部訓令第24号／

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程を次のように定める。

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程

(設置)

第1条 障害者の雇用に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、滋賀県障害者雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。
- (2) 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部長に委嘱する。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てるほか、滋賀労働局職業安定部職業対策課長に委嘱する。

6 本部長は、第4項および前項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、滋賀県副知事の担当事務に関する規程（令和4年滋賀県訓令第39号）第1条第2号カに掲げる事務を担当する副知事である副本部長がその職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

（会議）

第5条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とし、本部長が招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、第2条に規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、第2条に規定する事項について協議する。

（庶務）

第6条 対策本部の庶務は、健康医療福祉部障害福祉課、商工労働部労働雇用政策課または教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室長 総合企画部長 総務部長 観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長 交通まちづくり部長 会計管理者 企業庁長 病院事業庁長 びわこボートレース事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長

別表第2（第3条関係）

知事公室	広報課長
総合企画部	企画調整課長 人権施策推進課長
総務部	人事課長
観光文化スポーツ部	観光政策局長
琵琶湖環境部	環境政策課長
健康医療福祉部	健康福祉政策課長 障害福祉課長
子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
商工労働部	商工政策課長 労働雇用政策課長

農政水産部	農政課長
県土整備部	監理課長
交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長
会計管理局	管理課長
企業庁	経営課長
病院事業庁	経営管理課長
びわこボートレース事業庁	次長
教育委員会事務局	教育総務課長 高校教育課長 幼小中教育課長 特別支援 教育課長
警察本部	警務課長

資 料 提 供
滋 賀 労 働 局 発 表
令和7年 12 月 24 日(水)

担	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課 長 北川 尚子
	課 長 補 佐 井ノ口 博一
当	地方障害者雇用担当官 金谷 真佐男
	(電話)077-526-8686

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業においては、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
公的機関等においては、雇用障害者数は増加したが、実雇用率は下降

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）では、滋賀県内の民間企業や公的機関等における、令和7年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

滋賀県内に本社のある民間企業 ＜法定雇用率 2.5%＞

- 雇用されている障害者（注1）は、4,240.5人（4,090.5人）。
対前年 3.7%（150.0人）増加、16年連続過去最高を更新。
- 実雇用率（注2）は、2.67%（2.66%）で過去最高を更新。
前年比 0.01 ポイント上昇、全国平均 2.41%（2.41%）を上回る。
- 法定雇用率達成企業の割合は、54.3%（54.1%）。
前年比 0.2 ポイント上昇、全国平均 46.0%（46.0%）を上回る。

（ ）内は前年の数値

滋賀県内の公的機関等 ＜法定雇用率 2.8% 教育委員会は 2.7%＞

- 全体の雇用障害者数は 55.5 人増加したが、実雇用率は前年比 0.15 ポイント減。
- 県市町の 29 機関のうち、達成は 13 機関。未達成機関は 16 機関。未達成機関の法定雇用不足数は、合計 126.5 人。

滋賀県内の独立行政法人等 ＜法定雇用率 2.8%＞

- 対象 5 機関のうち、達成は 2 機関、未達成は 3 機関。

（注1）障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして算出し、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については法律上、1人を0.5人に相当するものとして算出している。ただし、精神障害者である短時間労働者については、当分の間、1人を1人に相当するものとして算出している。併せて、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分として算出している。

（注2）実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数（常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数）で除したものである。

（注3）昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果（概要）

1. 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（5頁、6頁、10頁参照）

- ・滋賀県内にある民間企業（40.0人以上規模の企業1,074社：法定雇用率2.5％）に雇用されている障害者の数は、4,240.5人で、前年より150.0人増加（前年比3.7％増）し、16年連続で過去最高となった。
- ・雇用されている障害者のうち、身体障害者は1,922.0人（前年比0.3％減）、知的障害者は1,303.0人（同3.7％増）、精神障害者は1,015.5人（同12.1％増）と、知的及び精神障害者は前年より増加した。
- ・実雇用率は、2.67％と、過去最高となり、全国平均の2.41％を上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、54.3％（1,074社のうち583社）であり、前年より0.2ポイント上昇し、全国平均の46.0％を上回っている。

令和6年6月1日の調査時と比べ、対象となる企業は1,074社と前年の1,036社より38社増加し、法定雇用率達成企業は583社と、前年の560社より23社増加した。

(2) 企業規模別の状況（11頁参照）

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100～300人未満企業規模で前年より減少したが、その他の企業規模においては前年より増加した。
- ・実雇用率においては、100～300人未満及び500～1,000人未満企業規模で前年より下回ったが、その他の企業規模では前年より上回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、500～1,000人未満企業規模で前年を下回ったが、100～300人未満企業規模では同率、その他の企業規模では前年度より上回った。

	企業数	法定常用労働者数(人)	雇用障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合(%)	
				7年度	6年度		7年度	6年度
	1,074	158,837.0	4,240.5	2.67	2.66	583	54.3	54.1
40.0－100人未満	652	40,263.0	1,048.0	2.60	2.51	355	54.4	54.1
100－300人未満	323	49,451.0	1,076.5	2.18	2.26	181	56.0	56.0
300－500人未満	57	20,097.5	747.0	3.72	3.69	25	43.9	40.7
500－1000人未満	31	19,867.5	492.0	2.48	2.52	16	51.6	60.0
1000人以上	11	29,158.0	877.0	3.01	2.99	6	54.5	45.5

(3) 産業別の状況 (12～15頁参照)

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業」「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業」以外の業種において、前年よりも増加した。「医療、福祉」(84.0人の増)「製造業」(34.0人の増)「運輸業、郵便業」(24.5人の増)「建設業」(15.5人の増)については、10人を超える増加であった。
- ・産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(4.51%)「鉱業、採石業、砂利採取業」「卸売業、小売業」(2.67%)が法定雇用率を上回っている。

	企業数 (社)	法定常用労働 者数(人)	雇用障害者数 (人)	実雇用率(%)		法定雇 用率を 上回る 業種	前年の 雇用率 を上回 る業種
				7年度	6年度		
	1,074	158,837.0	4,240.5	2.67	2.66		
農業、林業、漁業	2	146.0	2.0	1.37	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	1	—	—	—	—	○	
建設業	44	4,346.5	99.5	2.29	2.29		
製造業	377	60,964.5	1,363.0	2.24	2.21		○
情報通信業	6	1,788.5	35.5	1.98	1.81		○
運輸業、郵便業	77	7,502.5	181.5	2.42	2.42		
卸売業、小売業	108	24,148.5	645.5	2.67	2.58	○	○
金融業、保険業	12	4,566.0	93.0	2.04	2.09		
不動産業、物品賃貸業	17	1,245.0	21.5	1.73	1.65		○
学術研究、専門・技術サービス業	18	1,610.0	32.0	1.99	2.05		
宿泊業、飲食サービス業	32	3,962.5	92.5	2.33	2.87		
生活関連サービス業、娯楽業	27	1,997.5	37.0	1.85	2.00		
教育、学習支援業	17	1,561.5	22.0	1.41	1.51		
医療、福祉	196	26,886.5	1,211.5	4.51	4.56	○	
複合サービス事業	7	2,148.0	46.0	2.14	1.93		○
サービス業	133	15,908.0	355.5	2.23	2.38		

注) —は1社のため、掲載していない。

(4) 法定雇用率未達成の企業の状況 (16頁参照)

- ・法定雇用率未達成の企業は491社で前年の476社より15社増加した。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は338社あり、未達成企業の68.8%を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は271社あり、未達成企業に占める割合は55.2%となっている。

2 地方公共団体等における雇用状況（19 頁～22 頁参照）

(1) 都道府県の機関

滋賀県の機関（法定雇用率 2.8%）

滋賀県の機関（滋賀県知事部局、滋賀県警察本部、滋賀県議会事務局）に在職している障害者の数は、179.5 人と前年（157.5 人）より 22.0 人増加したものの、実雇用率は 2.87%と前年に比べ 0.1 ポイント下降した。

滋賀県知事部局、警察本部、議会事務局のいずれも法定雇用率を達成した。

滋賀県教育委員会（法定雇用率 2.7%）

滋賀県教育委員会に在職している障害者の数は、288.5 人と前年（278.5 人）より 10.0 人増加したものの、実雇用率は 2.60%と前年より 0.31 ポイント下降し、法定雇用率を達成しなかった。
※既に達成済み。

(2) 市町等の機関

市町等の機関（法定雇用率 2.8%）

法定雇用率 2.8%が適用される機関（市町、公立病院等）に在職している障害者の数は、481.0 人と前年に比べ 23.5 人増加したが、実雇用率は 2.25%と前年より 0.10 ポイント下降した。

23 機関のうち、9 機関が達成し、14 機関は未達成であった。

【未達成の市町等】

大津市、長浜市、米原市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市(※)、野洲市、多賀町(※)、豊郷町、日野町、高島市病院事業、長浜市病院事業管理者、長浜水道企業団（※）

※ 草津市、多賀町、長浜水道企業団については、既に達成済み。

市町の教育委員会（法定雇用率 2.7%）

法定雇用率 2.7%が適用される市町の教育委員会は、県内に 2 機関あり、在籍している障害者の数は 5.0 人であった。

2 機関のうち、1 機関が法定雇用率を達成したものの、1 機関は未達成であった。

【未達成の市町の教育委員会（法定雇用率 2.7%適用）】

豊郷町教育委員会

(3) 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.8%）

県内の独立行政法人、地方独立行政法人に雇用されている障害者の数は、98.5 人で前年度より 17.5 人増加し、実雇用率は 2.59%と前年より 0.13 ポイント上昇した。

県内の 5 機関のうち、2 機関が達成し、3 機関が未達成であった。

【未達成の独立行政法人等】

国立大学法人滋賀医科大学、公立大学法人滋賀県立大学(※)、地方独立行政法人公立甲賀病院（※）

※ 公立大学法人滋賀県立大学、地方独立行政法人公立甲賀病院については既に達成済み。

一般の民間企業における雇用状況の推移

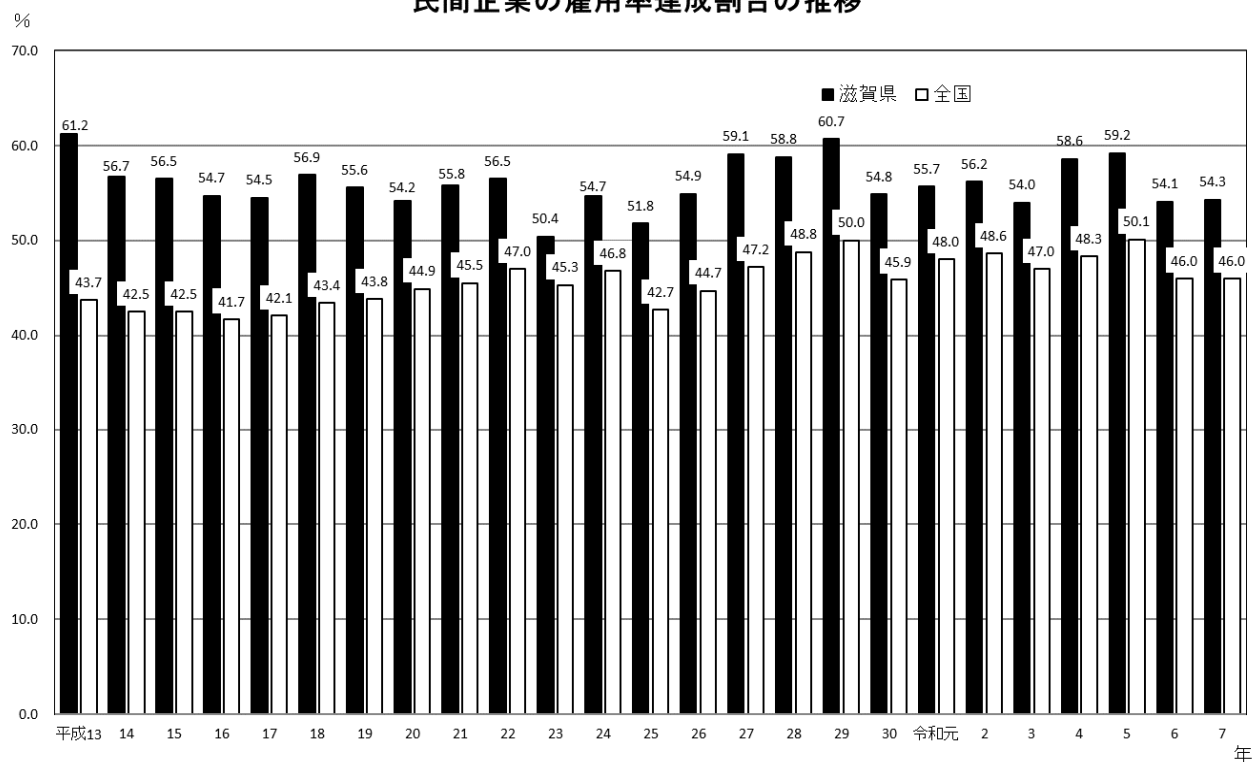
(各年6月1日現在)

	常用労働者数(人)		障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減(%)		対前年増減(%)	滋賀県	全国	滋賀県	全国
平成13年	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14年	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15年	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16年	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17年	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18年	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19年	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20年	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21年	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22年	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23年	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24年	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25年	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26年	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27年	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2
28年	129,862.0	2.9	2,714.0	8.5	2.09	1.92	58.8	48.8
29年	133,561.5	2.8	2,840.5	4.7	2.13	1.97	60.7	50.0
30年	140,389.0	5.1	3,128.0	10.1	2.23	2.05	54.8	45.9
令和元年	140,516.5	0.1	3,210.5	2.6	2.28	2.11	55.7	48.0
2年	141,909.0	1.0	3,252.0	1.3	2.29	2.15	56.2	48.6
3年	144,726.5	2.0	3,373.5	3.7	2.33	2.20	54.0	47.0
4年	147,338.0	1.8	3,620.5	7.3	2.46	2.25	58.6	48.3
5年	148,127.5	0.5	3,725.5	2.9	2.52	2.33	59.2	50.1
6年	153,504.5	3.6	4,090.5	9.8	2.66	2.41	54.1	46.0
7年	158,837.0	3.5	4,240.5	3.7	2.67	2.41	54.3	46.0

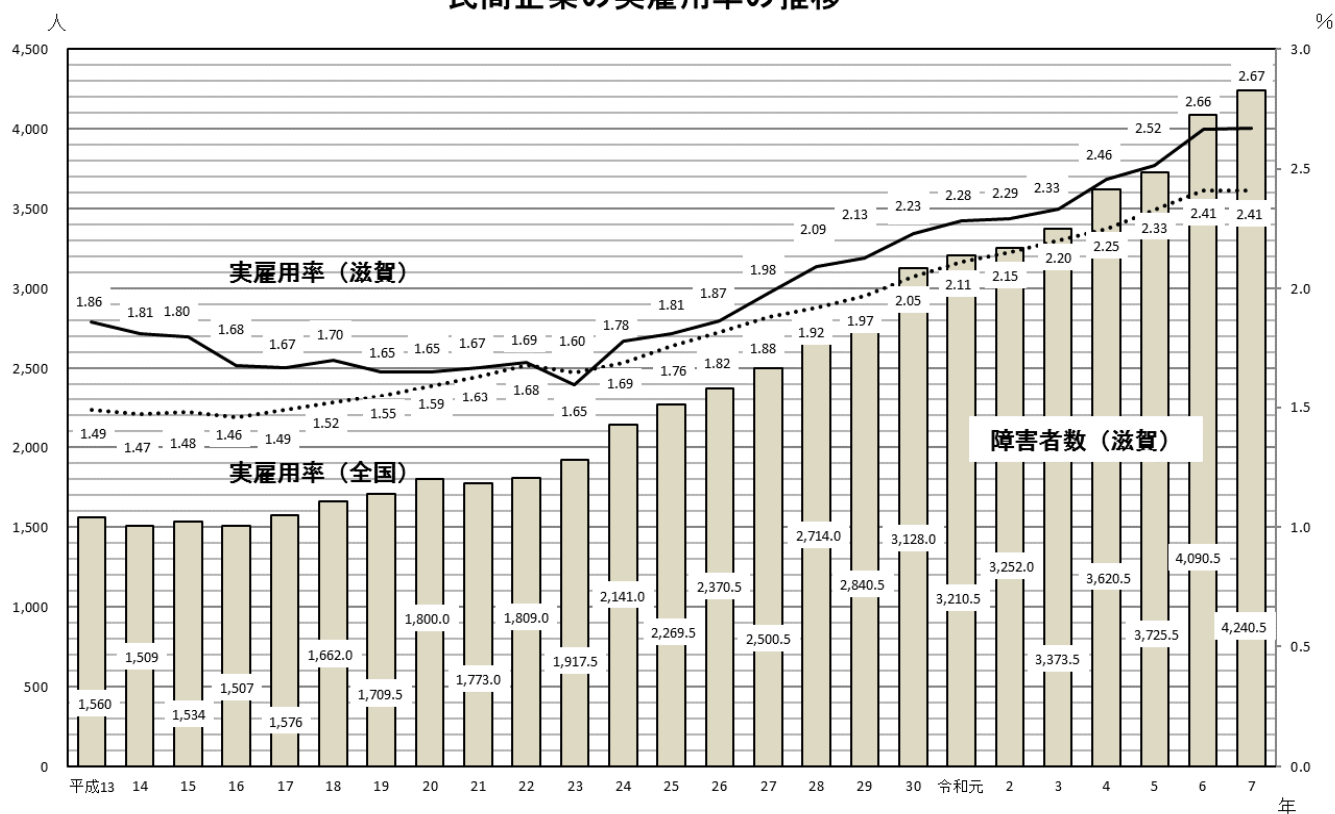
注) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～ 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。
- 平成23年～ { 短時間労働者を常用労働者数に加える。
重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。
- 平成30年～ { 精神障害者である短時間労働者のうち、①②いずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。
①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 令和5年～ 精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。
- 令和6年～ { 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)及び知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、重度身体障害者及び精神障害者である短時間労働者、
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間障害者(0.5カウント)
重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

民間企業の雇用率達成割合の推移



民間企業の実雇用率の推移



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く） ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率 20%の 場合	常用労働者数5,069.5×除外率20%=1,013.9 ≒ <u>1,013人</u> （端数切り捨て）
	常用労働者数5,069.5－1,013=基礎労働者数 <u>4,056.5人</u>
	基礎労働者数4,056.5×法定雇用率2.5%=雇用義務数101.4125≒ <u>101人</u> （端数切り捨て）
除外率 10%の 場合	常用労働者数5,069.5×除外率10%=506.95≒ <u>506人</u> （端数切り捨て）
	常用労働者数5,069.5－506=基礎労働者数 <u>4,563.5人</u>
	基礎労働者数4,563.5×法定雇用率2.5%=雇用義務数114.0875≒ <u>114人</u> （端数切り捨て）

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

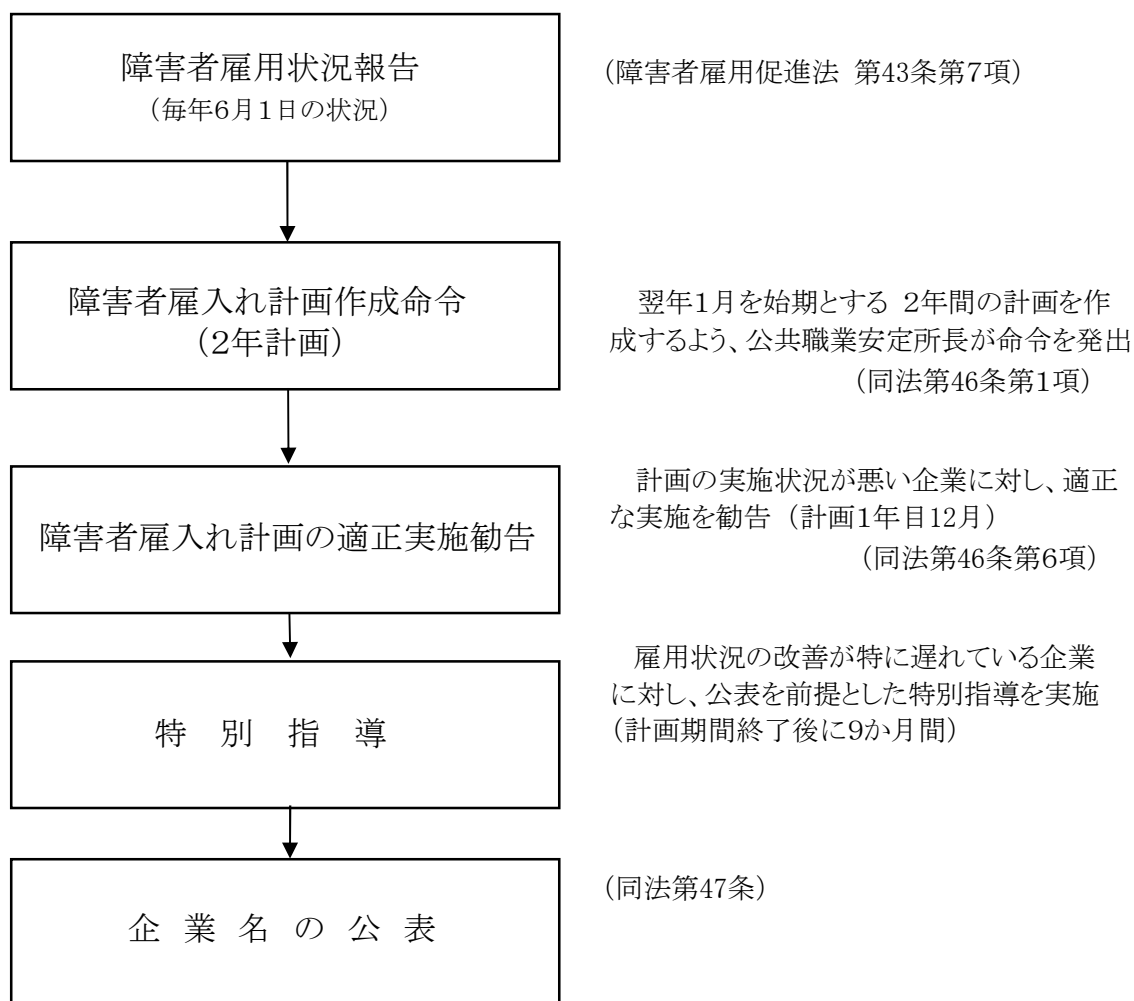
各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔全国の指導実績〕

- 令和6年度の実績
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 446社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社
 - *「特別指導」の実施 37社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 338社(令和6年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)、
 - 令和6年度 0社

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②× 100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 (注3)	B. 重度身体 障害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である短 時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間 労働者(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある特定短時 間労働者(注 3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇 用分(注4)			
滋賀県	企業 1,074	人 158,837.0	人 532	人 520	人 2,338	人 511	人 126	人 4,240.5	人 458.0	% 2.67	企業 583	% 54.3
	(1,036)	(153,504.5)	(543)	(482)	(2,227)	(477)	(114)	(4,090.5)	(464.5)	(2.66)	(560)	(54.1)
全国	企業 120,467	人 29,210,526.0	人 131,865	人 56,620	人 355,741	人 38,811	人 18,227	人 704,610.0	人 75,079.5	% 2.41	企業 55,434	% 46.0
	(117,239)	(28,162,399.0)	(130,135)	(54,411)	(336,004)	(39,558)	(13,995)	(677,461.5)	(71,875.5)	(2.41)	(53,875)	(46.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	c. 重度以外 の身体障害 者(注4)	d. 重度以外 の身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	e. 重度身体 障害者である 特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d +e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用 分(注5)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者 (注4)	c. 重度以外 の知的障害 者(注4)	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 重度知 的障害者で ある特定短 時間労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+ (d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用 分(注5)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害 者である短 時間労働者 (注4)	e. 精神障害 者である特定 短時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用 分(注5)
滋賀県	人 4,240.5 (4,090.5)	人 470 (481)	人 102 (106)	人 780 (759)	人 151 (160)	人 49 (43)	人 1,922.0 (1,928.5)	人 143.5 (136.0)	人 62 (62)	人 23 (22)	人 973 (949)	人 360 (317)	人 6 (6)	人 1,303.0 (1,256.5)	人 132.5 (129.0)	人 585 (519)	人 395 (354)	人 71 (65)	人 1,015.5 (905.5)	人 182.0 (199.5)
全国	人 704,610.0 (677,461.5)	人 108,818 (107,220)	人 13,332 (13,040)	人 131,727 (130,667)	人 16,201 (16,593)	人 6,238 (5,011)	人 373,914.5 (368,949.0)	人 27,025.0 (26,889.0)	人 23,047 (22,915)	人 4,425 (4,469)	人 99,821 (95,510)	人 22,610 (22,965)	人 1,017 (1,008)	人 162,153.5 (157,795.5)	人 14,754.0 (14,456.0)	人 124,193 (109,827)	人 38,863 (36,902)	人 10,972 (7,976)	人 168,542.0 (150,717.0)	人 33,300.5 (30,530.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障害 者及び重度知的障 害者(注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労 働者(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者(注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労 働者(注3)	E. 重度身体障害 者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用 分(注4)			
規模計	企業 1,074 (1,036)	人 158,837.0 (153,504.5)	人 532 (543)	人 520 (482)	人 2,338 (2,227)	人 511 (477)	人 126 (114)	人 4,240.5 (4,090.5)	人 458.0 (464.5)	% 2.67 (2.66)	企業 583 (560)	% 54.3 (54.1)
40.0～ 100人未満	652 (616)	40,263.0 (38,217.5)	130 (126)	151 (136)	574 (524)	107 (84)	19 (13)	1,048.0 (960.5)	123.0 (113.5)	2.60 (2.51)	355 (333)	54.4 (54.1)
100～ 300人未満	323 (325)	49,451.0 (49,360.0)	154 (165)	46 (55)	666 (673)	73 (75)	40 (42)	1,076.5 (1,116.5)	103.0 (125.0)	2.18 (2.26)	181 (182)	56.0 (56.0)
300～ 500人未満	57 (54)	20,097.5 (18,506.5)	63 (63)	218 (190)	291 (267)	216 (195)	8 (4)	747.0 (682.5)	111.5 (102.0)	3.72 (3.69)	25 (22)	43.9 (40.7)
500～ 1000人未満	31 (30)	19,867.5 (18,859.5)	70 (71)	25 (29)	309 (286)	21 (25)	15 (13)	492.0 (476.0)	57.0 (53.0)	2.48 (2.52)	16 (18)	51.6 (60.0)
1,000人以上	11 (11)	29,158.0 (28,561.0)	115 (118)	80 (72)	498 (477)	94 (98)	44 (42)	877.0 (855.0)	63.5 (71.0)	3.01 (2.99)	6 (5)	54.5 (45.5)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害 者(注4)	b. 重度身体障 害者である短時 間労働者 (注4)	c. 重度以外の 身体障害者 (注4)	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者 (注4)	e. 重度身体 障害者である 特定短時間 労働者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+ (d+e)×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用 分(注5)	a.重度知的障害 者 (注4)	b. 重度 知的障害者で ある短時間労働 者 (注4)	c. 重度以外の 知的障害者 (注4)	d. 重度以外の 知的障害者で ある短時間労働 者 (注4)	e. 重度知的障 害者である特 定短時間労働 者 (注4)	f. 計 a×2+b+c+ (d+e)×0.5 (注2)(注3)	f. うち新規雇用 分(注5)	c.精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である短時間労 働者(注4)	e. 精神障害者 である特定短 時間労働者 (注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用 分 (注5)
規模計	人 4,240.5 (4,090.5)	人 470 (481)	人 102 (106)	人 780 (759)	人 151 (160)	人 49 (43)	人 1,922.0 (1,928.5)	人 143.5 (136.0)	人 62 (62)	人 23 (22)	人 973 (949)	人 360 (317)	人 6 (6)	人 1,303.0 (1,256.5)	人 132.5 (129.0)	人 585 (519)	人 395 (354)	人 71 (65)	人 1,015.5 (905.5)	人 182.0 (199.5)
40.0～ 100人未満	人 1,048.0 (960.5)	人 118 (112)	人 23 (25)	人 192 (178)	人 43 (43)	人 8 (9)	人 476.5 (453.0)		人 12 (14)	人 7 (8)	人 238 (222)	人 64 (41)	人 2 (0)	人 302.0 (278.5)		人 144 (124)	人 121 (103)	人 9 (4)	人 269.5 (229.0)	
100～ 300人未満	人 1,076.5 (1,116.5)	人 139 (150)	人 14 (20)	人 255 (251)	人 32 (37)	人 14 (15)	人 570.0 (597.0)		人 15 (15)	人 5 (3)	人 240 (251)	人 41 (38)	人 2 (4)	人 296.5 (305.0)		人 171 (171)	人 27 (32)	人 24 (23)	人 210.0 (214.5)	
300～ 500人未満	人 747.0 (682.5)	人 58 (58)	人 31 (25)	人 96 (87)	人 26 (24)	人 3 (1)	人 257.5 (240.5)		人 5 (5)	人 5 (4)	人 118 (113)	人 190 (171)	人 0 (0)	人 228.0 (212.5)		人 77 (67)	人 182 (161)	人 5 (3)	人 261.5 (229.5)	
500～ 1000人未満	人 492.0 (476.0)	人 57 (60)	人 9 (11)	人 118 (115)	人 7 (10)	人 9 (6)	人 249.0 (254.0)		人 13 (11)	人 3 (3)	人 97 (95)	人 14 (15)	人 0 (0)	人 133.0 (127.5)		人 94 (76)	人 13 (15)	人 6 (7)	人 110.0 (94.5)	
1,000人以上	人 877.0 (855.0)	人 98 (101)	人 25 (25)	人 119 (128)	人 43 (46)	人 15 (12)	人 369.0 (384.0)		人 17 (17)	人 3 (4)	人 280 (268)	人 51 (52)	人 2 (2)	人 343.5 (333.0)		人 99 (81)	人 52 (43)	人 27 (28)	人 164.5 (138.0)	

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労 働者(注3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者 (注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労 働者(注3)	E. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 特定短時間労 働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用 分(注4)			
産業計	企業 1,074 (1,036)	人 158,837.0 (153,504.5)	人 532 (543)	人 520 (482)	人 2,338 (2,227)	人 511 (477)	人 126 (114)	人 4,240.5 (4,090.5)	人 458.0 (464.5)	% 2.67 (2.66)	企業 583 (560)	% 54.3 (54.1)
農、林、漁業	2 (1)	146.0 _	0 _	0 _	2 _	0 _	0 _	2 _	0.0 _	- _	1 _	- _
鉱業、採石業、 砂利採取業	1 (1)	- _	- _	- _	- _	- _	- _	- _	- _	- _	- _	- _
建設業	44 (40)	4,346.5 (3,668.5)	19 (16)	10 (7)	50 (43)	3 (3)	0 (1)	99.5 (84.0)	12.0 (12.5)	2.29 (2.29)	23 (22)	52.3 (55.0)
製造業	377 (372)	60,964.5 (60,122.5)	196 (197)	39 (37)	909 (874)	33 (36)	13 (12)	1,363.0 (1,329.0)	128.5 (110.0)	2.24 (2.21)	211 (200)	56.0 (53.8)
電気・ガス・熱供 給・水道業	0 (0)	0.0 0.0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	6 (6)	1,788.5 (1,713.5)	13 (11)	0 (0)	9 (9)	1 (0)	0 (0)	35.5 (31.0)	6.0 (2.0)	1.98 (1.81)	1 (2)	16.7 (33.3)
運輸業、郵便業	77 (69)	7,502.5 (6,485.5)	27 (20)	4 (6)	118 (108)	10 (6)	1 (0)	181.5 (157.0)	16.5 (12.0)	2.42 (2.42)	49 (48)	63.6 (69.6)
卸売業、小売業	108 (116)	24,148.5 (24,806.5)	71 (74)	72 (75)	360 (345)	94 (100)	49 (43)	645.5 (639.5)	46.0 (69.0)	2.67 (2.58)	46 (44)	42.6 (37.9)
金融業、保険業	12 (12)	4,566.0 (4,541.0)	15 (18)	21 (21)	33 (30)	15 (15)	3 (1)	93.0 (95.0)	8.5 (11.5)	2.04 (2.09)	4 (4)	33.3 (33.3)
不動産業、 物品賃貸業	17 (17)	1,245.0 (1,272.5)	6 (5)	0 (2)	9 (5)	1 (4)	0 (4)	21.5 (21.0)	4.0 (2.0)	1.73 (1.65)	8 (9)	47.1 (52.9)
学術研究、専門・ 技術サービス業	18 (16)	1,610.0 (1,515.5)	8 (7)	1 (1)	14 (15)	1 (2)	1 (0)	32.0 (31.0)	5.0 (9.5)	1.99 (2.05)	9 (8)	50.0 (50.0)
宿泊業、飲食サー ビス業	32 (30)	3,962.5 (3,331.5)	10 (10)	6 (10)	54 (55)	21 (17)	4 (4)	92.5 (95.5)	11.0 (7.5)	2.33 (2.87)	17 (17)	53.1 (56.7)
生活関連サービ ス業、娯楽業	27 (26)	1,997.5 (1,926.0)	3 (5)	5 (2)	24 (23)	2 (5)	2 (2)	37.0 (38.5)	6.5 (1.5)	1.85 (2.00)	11 (8)	40.7 (30.8)
教育、学習支援業	17 (16)	1,561.5 (1,427.5)	3 (4)	3 (2)	12 (10)	2 (3)	0 (0)	22.0 (21.5)	0.0 (2.0)	1.41 (1.51)	9 (8)	52.9 (50.0)
医療、福祉	196 (180)	26,886.5 (24,706.0)	103 (107)	341 (291)	492 (470)	309 (270)	36 (35)	1,211.5 (1,127.5)	164.5 (166.5)	4.51 (4.56)	124 (120)	63.3 (66.7)
複合サービス事業	7 (7)	2,148.0 (2,171.5)	10 (10)	3 (2)	22 (19)	2 (2)	0 (0)	46.0 (42.0)	5.0 (1.0)	2.14 (1.93)	4 (2)	57.1 (28.6)
サービス業	133 (127)	15,908.0 (15,708.0)	48 (59)	15 (26)	228 (217)	16 (14)	17 (12)	355.5 (374.0)	44.0 (57.5)	2.23 (2.38)	65 (66)	48.9 (52.0)

注 1 (1) ①の表と同じ

注 ーは1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)								c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
産業計	4,240.5 (4,090.5)	470 (481)	102 (106)	780 (759)	151 (160)	49 (43)	1,922.0 (1,928.5)	143.5 (136.0)	62 (62)	23 (22)	973 (949)	360 (317)	6 (6)	1,303.0 (1,256.5)	132.5 (129.0)	585 (519)	395 (354)	71 (65)	1,015.5 (905.5)	182.0 (199.5)
農、林、漁業	2.0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0.0 (-)		0 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (-)	0 (-)	2.0 (-)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
建設業	99.5 (84.0)	15 (13)	3 (2)	26 (23)	2 (3)	0 (-)	60.0 (52.5)		4 (3)	1 (1)	11 (7)	1 (0)	0 (0)	20.5 (14.0)		13 (13)	6 (4)	0 (1)	19.0 (17.5)	
製造業	1,363.0 (1,329.0)	169 (173)	12 (10)	277 (266)	12 (23)	1 (1)	633.5 (634.0)		27 (24)	1 (1)	412 (409)	21 (13)	0 (0)	477.5 (464.5)		220 (199)	26 (26)	12 (11)	252.0 (230.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	35.5 (31.0)	13 (11)	0 (0)	3 (4)	1 (0)	0 (0)	29.5 (26.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		6 (5)	0 (0)	0 (0)	6.0 (5.0)	
運輸業、郵便業	181.5 (157.0)	27 (20)	1 (3)	68 (66)	7 (2)	1 (0)	127.0 (110.0)		0 (0)	0 (0)	31 (29)	3 (4)	0 (0)	32.5 (31.0)		19 (13)	3 (3)	0 (0)	22.0 (16.0)	
卸売業、小売業	645.5 (639.5)	54 (56)	20 (17)	85 (91)	40 (49)	17 (14)	241.5 (251.5)		17 (18)	3 (3)	195 (193)	54 (51)	2 (2)	260.0 (258.5)		80 (61)	49 (55)	30 (27)	144.0 (129.5)	
金融業、保険業	93.0 (95.0)	15 (18)	9 (11)	15 (16)	9 (10)	2 (0)	59.5 (68.0)		0 (0)	0 (0)	9 (7)	6 (5)	0 (0)	12.0 (9.5)		9 (7)	12 (10)	1 (1)	21.5 (17.5)	
不動産業、物品賃貸業	21.5 (21.0)	6 (5)	0 (2)	7 (5)	1 (4)	0 (4)	19.5 (21.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	32.0 (31.0)	8 (7)	0 (0)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	22.5 (20.5)		0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	1.0 (2.5)		7 (7)	1 (1)	1 (0)	8.5 (8.0)	
宿泊業、飲食サービス業	92.5 (95.5)	8 (9)	1 (3)	13 (13)	9 (10)	3 (2)	36.0 (40.0)		2 (1)	2 (3)	26 (29)	12 (7)	0 (0)	38.0 (37.5)		15 (13)	3 (4)	1 (2)	18.5 (18.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	37.0 (38.5)	3 (5)	3 (1)	4 (5)	2 (2)	1 (1)	14.5 (17.5)		0 (0)	1 (0)	17 (15)	0 (3)	0 (1)	18.0 (17.0)		3 (3)	1 (1)	1 (0)	4.5 (4.0)	
教育・学習支援業	22.0 (21.5)	3 (4)	1 (1)	6 (3)	1 (3)	0 (0)	13.5 (13.5)		0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	0 (0)	2.5 (2.0)		4 (5)	2 (1)	0 (0)	6.0 (6.0)	
医療、福祉	1,211.5 (1,127.5)	94 (95)	46 (46)	147 (150)	51 (41)	11 (16)	412.0 (414.5)		9 (12)	14 (13)	205 (192)	258 (229)	4 (3)	368.0 (345.0)		140 (128)	281 (232)	21 (16)	431.5 (368.0)	
複合サービス事業	46.0 (42.0)	10 (10)	1 (0)	12 (10)	2 (2)	0 (0)	34.0 (31.0)		0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)		5 (4)	2 (2)	0 (0)	7.0 (6.0)	
サービス業	355.5 (374.0)	45 (55)	5 (10)	110 (100)	12 (10)	13 (5)	217.5 (227.5)		3 (4)	1 (1)	56 (56)	4 (4)	0 (0)	65.0 (67.0)		62 (61)	9 (15)	4 (7)	73.0 (79.5)	

注 1 (1)②の表と同じ
注 一は1社の為、掲載せず

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B.重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労働者(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注3)(注4)	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 である短時間労働者 (注3)(注5)	E.重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精神 障害者である 特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分(注 4)
製造業計	企業 377	人 60,964.5	人 196	人 39	人 909	人 33	人 13	人 1,363.0	人 128.5	% 2.24	企業 211	% 56.0
	(372)	(60,122.5)	(197)	(37)	(874)	(36)	(12)	(1,329.0)	(110.0)	(2.21)	(200)	(53.8)
食料品・たばこ	企業 16	人 3,538.0	人 9	人 7	人 60	人 6	人 4	人 90.0	人 5.5	% 2.54	企業 12	% 75.0
	(19)	(3,662.5)	(9)	(6)	(69)	(5)	(5)	(98.0)	(8.5)	(2.68)	(14)	(73.7)
繊維・衣服	21	2,017.0	3	4	23	3	0	34.5	2.5	1.71	11	52.4
	(21)	(1,966.5)	(6)	(4)	(19)	(5)	(0)	(37.5)	(3.0)	(1.91)	(12)	(57.1)
木材・家具	7	519.0	1	0	5	0	0	7.0	1.0	1.35	2	28.6
	(6)	(479.5)	(2)	(0)	(4)	(1)	(0)	(8.5)	(1.0)	(1.77)	(2)	(33.3)
パルプ・紙・印刷	23	3,347.0	7	3	56	4	0	75.0	4.5	2.24	12	52.2
	(21)	(3,311.0)	(8)	(3)	(53)	(2)	(0)	(73.0)	(4.5)	(2.20)	(10)	(47.6)
化学工業	57	7,448.0	28	4	131	3	1	193.0	23.0	2.59	42	73.7
	(56)	(7,323.5)	(22)	(4)	(108)	(7)	(1)	(160.0)	(12.0)	(2.18)	(32)	(57.1)
窯業・土石	15	4,331.5	19	0	95	0	0	133.0	11.0	3.07	7	46.7
	(14)	(4,212.0)	(22)	(0)	(84)	(0)	(0)	(128.0)	(5.0)	(3.04)	(5)	(35.7)
鉄鋼	7	1,362.5	3	1	18	0	0	25.0	4.0	1.83	4	57.1
	(6)	(1,066.0)	(2)	(1)	(14)	(0)	(0)	(19.0)	(1.0)	(1.78)	(3)	(50.0)
非鉄金属	5	1,938.0	7	0	33	0	0	47.0	3.0	2.43	3	60.0
	(5)	(1,764.5)	(7)	(0)	(34)	(0)	(0)	(48.0)	(6.0)	(2.72)	(3)	(60.0)
金属製品	42	3,923.0	12	1	56	2	1	82.5	8.0	2.10	23	54.8
	(44)	(4,207.5)	(12)	(2)	(66)	(0)	(0)	(92.0)	(8.0)	(2.19)	(25)	(56.8)
電気機械	49	6,329.0	18	3	104	4	0	145.0	12.0	2.29	28	57.1
	(46)	(6,012.0)	(17)	(3)	(88)	(4)	(3)	(128.5)	(21.5)	(2.14)	(27)	(58.7)
その他機械	90	20,157.5	64	11	248	6	4	392.0	43.5	1.94	40	44.4
	(83)	(19,496.0)	(62)	(6)	(243)	(7)	(2)	(377.5)	(30.0)	(1.94)	(38)	(45.8)
その他	45	6,054.0	25	5	80	5	3	139.0	10.5	2.30	27	60.0
	(51)	(6,621.5)	(28)	(8)	(92)	(5)	(1)	(159.0)	(9.5)	(2.40)	(29)	(56.9)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	a.重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	c.精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
製造業計	人 1,363.0 (1,329.0)	人 169 (173)	人 12 (10)	人 277 (266)	人 12 (23)	人 1 (1)	人 633.5 (634.0)	人 27 (24)	人 1 (1)	人 412 (409)	人 21 (13)	人 0 (0)	人 477.5 (464.5)	人 220 (199)	人 26 (26)	人 12 (11)	人 252.0 (230.5)
食料品・たばこ	人 90.0 (98.0)	人 7 (5)	人 1 (1)	人 5 (7)	人 1 (1)	人 1 (1)	人 21.0 (19.0)	人 2 (4)	人 1 (1)	人 43 (50)	人 5 (4)	人 0 (0)	人 50.5 (61.0)	人 12 (12)	人 5 (4)	人 3 (4)	人 18.5 (18.0)
繊維工業	人 34.5 (37.5)	人 3 (6)	人 1 (1)	人 13 (10)	人 0 (3)	人 0 (0)	人 20.0 (24.5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 7.5 (7.0)	人 4 (3)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 7.0 (6.0)
木材・家具	人 7.0 (8.5)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (4.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 3.0 (2.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2.0 (2.0)
パルプ・紙・印刷	人 75.0 (73.0)	人 7 (8)	人 0 (0)	人 17 (18)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 31.5 (35.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 23 (21)	人 3 (0)	人 0 (0)	人 24.5 (21.0)	人 16 (14)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 19.0 (17.0)
化学工業	人 193.0 (160.0)	人 21 (17)	人 1 (1)	人 36 (30)	人 3 (6)	人 0 (0)	人 80.5 (68.0)	人 7 (5)	人 0 (0)	人 54 (45)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 68.0 (55.5)	人 41 (33)	人 3 (3)	人 1 (1)	人 44.5 (36.5)
窯業・土石	人 133.0 (128.0)	人 19 (22)	人 0 (0)	人 24 (24)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 62.0 (68.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 59 (52)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 59.0 (52.0)	人 12 (8)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12.0 (8.0)
鉄鋼	人 25.0 (19.0)	人 3 (2)	人 1 (1)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 12.0 (10.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 5.0 (5.0)	人 8 (4)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8.0 (4.0)
非鉄金属	人 47.0 (48.0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 9 (10)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 21.0 (22.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 20 (20)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 22.0 (22.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)
金属製品	人 82.5 (92.0)	人 11 (11)	人 0 (0)	人 26 (26)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 48.5 (48.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 24 (34)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 26.5 (36.0)	人 6 (6)	人 1 (2)	人 1 (0)	人 7.5 (8.0)
電気機械	人 145.0 (128.5)	人 14 (13)	人 3 (2)	人 29 (24)	人 1 (3)	人 0 (0)	人 60.5 (53.5)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 52 (40)	人 3 (1)	人 0 (0)	人 61.5 (48.5)	人 23 (24)	人 0 (1)	人 0 (3)	人 23.0 (26.5)
その他機械	人 392.0 (377.5)	人 54 (55)	人 4 (3)	人 88 (86)	人 3 (5)	人 0 (0)	人 201.5 (201.5)	人 10 (7)	人 0 (0)	人 89 (92)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 110.5 (107.0)	人 71 (65)	人 7 (3)	人 4 (2)	人 80.0 (69.0)
その他	人 139.0 (159.0)	人 23 (26)	人 1 (1)	人 25 (26)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 73.0 (80.5)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 34 (42)	人 3 (2)	人 0 (0)	人 39.5 (47.0)	人 21 (24)	人 4 (7)	人 3 (1)	人 26.5 (31.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数						③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	491 (100.0%)	338 (68.8%)	81 (16.5%)	37 (7.5%)	18 (3.7%)	16 (3.3%)	1 (0.2%)	271 (55.2%)
40.0-100人未満	297 (100.0%)	268 (90.2%)	29 (9.8%)	— —	— —	— —	— —	255 (85.9%)
100-300人未満	142 (100.0%)	59 (41.5%)	44 (31.0%)	29 (20.4%)	7 (4.9%)	3 (2.1%)	— —	16 (11.3%)
300-500人未満	32 (100.0%)	7 (21.9%)	4 (12.5%)	8 (25.0%)	6 (18.8%)	7 (21.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	15 (100.0%)	4 (26.7%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)	3 (20.0%)	5 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	5 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.41	0.00	46.0	0.0	55,434	120,467
北海道	2.57	△0.07	49.2	△0.3	2,146	4,365
青森	2.48	△0.01	51.5	△0.1	584	1,134
岩手	2.43	△0.07	55.3	△0.1	621	1,123
宮城	2.38	△0.01	50.3	0.9	906	1,801
秋田	2.50	0.01	58.7	△0.1	531	905
山形	2.39	0.02	53.8	1.1	568	1,055
福島	2.43	0.02	55.3	0.5	930	1,682
茨城	2.32	△0.01	46.0	0.4	876	1,905
栃木	2.50	0.02	54.7	0.7	854	1,560
群馬	2.35	0.00	54.3	1.1	1,042	1,919
埼玉	2.46	△0.01	45.6	0.1	1,923	4,215
千葉	2.43	0.03	46.6	△0.7	1,529	3,278
東京	2.30	0.01	31.1	0.6	7,922	25,507
神奈川	2.42	0.02	43.5	△0.2	2,490	5,727
新潟	2.45	0.00	56.0	0.8	1,234	2,204
富山	2.35	△0.01	47.9	△1.5	571	1,192
石川	2.57	△0.04	50.1	△2.5	644	1,285
福井	2.72	0.11	58.4	1.7	505	865
山梨	2.28	△0.09	54.5	△2.9	403	740
長野	2.47	0.00	55.3	0.6	1,091	1,974
岐阜	2.52	△0.01	54.3	1.3	1,012	1,865
静岡	2.44	0.01	52.1	0.7	1,819	3,490
愛知	2.40	0.04	46.9	0.4	3,577	7,620
三重	2.52	0.00	57.7	0.1	848	1,470
滋賀	2.67	0.01	54.3	0.2	583	1,074
京都	2.47	0.04	49.0	0.3	1,094	2,232
大阪	2.45	0.01	41.4	△0.3	4,001	9,673
兵庫	2.45	△0.02	47.4	△0.5	1,914	4,041
奈良	2.94	△0.06	58.4	△2.1	467	800
和歌山	2.77	△0.01	57.8	△1.2	421	729
鳥取	2.62	0.06	57.6	△3.5	314	545
島根	2.89	0.00	66.7	0.4	462	693
岡山	2.45	△0.13	49.1	△1.7	864	1,758
広島	2.54	0.00	48.9	△0.2	1,329	2,718
山口	2.71	△0.06	53.0	△1.4	565	1,066
徳島	2.40	△0.02	56.8	△0.8	337	593
香川	2.38	0.07	57.7	2.5	563	976
愛媛	2.58	0.01	49.9	△0.3	612	1,226
高知	2.60	0.07	55.9	0.2	342	612
福岡	2.42	△0.01	47.3	△0.2	2,201	4,658
佐賀	2.87	0.00	62.4	△0.2	458	734
長崎	2.84	△0.04	58.2	0.8	679	1,167
熊本	2.55	△0.04	53.9	0.8	824	1,528
大分	2.65	△0.12	59.1	△1.7	595	1,007
宮崎	2.81	△0.06	62.0	△1.5	597	963
鹿児島	2.65	△0.01	56.0	△1.2	845	1,508
沖縄	3.27	△0.12	57.7	△2.3	741	1,285

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	74人	153人	17人	780人	520人	1,544人
	(79)	(167)	(21)	788	(477)	1,532

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40.0～ 100人未満	11人	32人	5人	188人	146人	382人
	(9)	(32)	(5)	184	(129)	359
100～ 300人未満	22	37	3	241	147	450
	(25)	(45)	(2)	259	(134)	465
300～ 500人未満	17	29	2	104	60	212
	(16)	(32)	(6)	89	(52)	195
500～ 1000人未満	11	17	5	96	71	200
	(14)	(15)	(4)	101	(67)	201
1,000人以上	13	38	2	151	96	300
	(15)	(43)	(4)	155	(95)	312

注 1(8)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
建設業	1	4	1	27	13	46
	(1)	(3)	(1)	23	(13)	41
製造業	21	58	4	227	156	466
	(23)	(64)	(6)	225	(147)	465
電気・ガス・熱供給 ・水道業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
情報通信業	0	0	1	11	5	17
	(0)	(0)	(1)	10	(4)	15
運輸業、郵便業	2	4	0	64	33	103
	(3)	(2)	(1)	64	(21)	91
卸売業、小売業	11	19	0	100	86	216
	(11)	(21)	(1)	118	(76)	227
金融業、保険業	6	14	0	20	10	50
	(7)	(16)	(1)	21	(10)	55
不動産業、物品賃貸業	0	0	1	5	8	14
	(0)	(0)	(2)	7	(11)	20
学術研究、 専門・技術サービス業	1	0	0	8	6	15
	(1)	(0)	(1)	6	(6)	14
宿泊業、 飲食サービス業	1	3	1	14	15	34
	(3)	(5)	(1)	13	(13)	35
生活関連サービス業、 娯楽業	1	4	0	3	5	13
	(1)	(4)	(0)	3	(5)	13
教育、学習支援業	0	1	1	3	6	11
	(0)	(0)	(0)	6	(5)	11
医療、福祉	24	31	4	192	96	347
	(22)	(31)	(5)	193	(91)	342
複合サービス事業	0	2	0	10	13	25
	(0)	(2)	(0)	10	(10)	22
サービス業	6	13	4	94	68	185
	(7)	(19)	(1)	88	(65)	180

注 1(8)①の表と同じ。

注 ーは1社の為、掲載せず

2. 地方公共団体等における状況

(1) 概況

区分		① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	備考
滋賀県の機関 (法定雇用率2.8%)		6,251.0	179.5	2.87	
		(5,308.0)	(157.5)	(2.97)	
滋賀県教育委員会 (法定雇用率2.7%)		11,103.5	288.5	2.60	
		(9,566.0)	(278.5)	(2.91)	
市町の機関 (法定雇用率2.8%)		21,413.0	481.0	2.25	
		(19,500.5)	(457.5)	(2.35)	
市町のエ育委員会 (法定雇用率2.7%)		202.5	5.0	2.47	
		(171.0)	(5.0)	(2.92)	
地方独立行政法人等 (法定雇用率2.8%)		3,796.0	98.5	2.59	
		(3,296.5)	(81.0)	(2.46)	
全国	都道府県の機関 (法定雇用率2.8%)	375,748.0	11,375.0	3.03	
		(361,319.0)	(11,030.5)	(3.05)	
	都道府県 教育委員会 (法定雇用率2.7%)	706,254.0	16,304.5	2.31	
		(640,332.5)	(15,547.5)	(2.43)	
	市町村の機関 (法定雇用率2.8%)	1,456,454.5	39,142.0	2.69	
		(1,363,140.5)	(37,433.5)	(2.75)	
	市町村のエ育委員会 (法定雇用率2.7%)	97,720.0	2,246.0	2.30	
		(87,751.0)	(2,171.5)	(2.47)	

注) 下段()は令和6年の数値である。

(2) 各地方公共団体における状況

① 滋賀県の機関（法定雇用率2.8％）

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	6,251.0	179.5	2.87	0.0	
滋賀県知事部局	5,782.0	167.5	2.90	0.0	(注4)
滋賀県警察本部	427.0	11.0	2.58	0.0	
滋賀県議会事務局	42.0	1.0	2.38	0.0	

② 滋賀県教育委員会（法定雇用率2.7％）

区分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
滋賀県教育委員会	11,103.5	288.5	2.60	10.5	(注5)

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 滋賀県知事部局は、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む(特例認定を受けている)。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 滋賀県教育委員会については12月1日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。

③ 市町の機関における状況

法定雇用率 2.8%適用の市町

機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備 考
計	21,413.0	481.0	2.25	115.0	
大津市	3,818.5	78.0	2.04	28.0	注4 特例認定あり
高島市	813.0	23.0	2.83	0.0	注4 特例認定あり
長浜市	1,650.5	38.5	2.33	7.5	注4 特例認定あり
米原市	726.5	17.5	2.41	2.5	注4 特例認定あり
彦根市	1,874.5	38.0	2.03	14.0	注4 特例認定あり
近江八幡市	1,592.0	32.0	2.01	12.0	注4 特例認定あり
東近江市	1,807.0	32.5	1.80	17.5	注4 特例認定あり
甲賀市	1,289.0	38.0	2.95	0.0	注4 特例認定あり
湖南市	571.5	16.0	2.80	0.0	注4 特例認定あり
草津市	1,639.0	42.0	2.56	3.0	注4 特例認定あり、注5
守山市	1,093.5	31.0	2.83	0.0	注4 特例認定あり
野洲市	1,074.5	17.5	1.63	12.5	注4、特例認定あり
栗東市	729.5	21.0	2.88	0.0	注4 特例認定あり
多賀町	80.0	1.5	1.88	0.5	注5
甲良町	184.5	5.0	2.71	0.0	注4 特例認定あり
豊郷町	92.5	1.0	1.08	1.0	
愛荘町	355.5	9.0	2.53	0.0	注4 特例認定あり
日野町	389.5	9.5	2.44	0.5	注4 特例認定あり
竜王町	266.0	9.0	3.38	0.0	注4 特例認定あり
高島市病院事業	292.5	5.0	1.71	3.0	
長浜市病院事業管理者	981.5	15.0	1.53	12.0	
長浜水道企業団	50.5	0.0	0.00	1.0	注5
湖北広域行政事務センター	41.5	1.0	2.41	0.0	

法定雇用率 2.7% 適用の教育委員会

計	202.5	5.0	2.47	1.0	
多賀町教育委員会	111.5	4.0	3.59	0.0	
豊郷町教育委員会	91.0	1.0	1.10	1.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 草津市については8月1日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。
多賀町については7月7日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。
長浜水道企業団については6月20日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。

【参考】地方公共団体における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
県・市町の機関	331	15	42	3	181	90
教育委員会	143	15	18	0	64	46

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(3) 地方独立行政法人等における状況（法定雇用率2.8%）

区分		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計		3,796.0	98.5	2.59	7.0	
独立行政法人等 (注1)	国立大学法人 滋賀大学	405.5	11.5	2.84	0.0	
	国立大学法人 滋賀医科大学	1708.0	42.0	2.46	5.0	
地方独立行政法人等 (注2)	公立大学法人 滋賀県立大学	265.0	6.5	2.45	0.5	注6
	地方独立行政法人 市立大津市民病院	714.0	21.0	2.94	0.0	
	地方独立行政法人 公立甲賀病院	703.5	17.5	2.49	1.5	注6

注1「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

2「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

3 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

5 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

6 公立大学法人滋賀県立大学については11月17日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。
地方独立行政法人公立甲賀病院については12月1日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。

【参考】特殊法人における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
特殊法人	33	3	1	1	14	14

※「計」欄には、障害部位別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

障害者の雇用確保・維持に関する要請書

滋賀県では、障害の有無に関わらずお互いに尊重し、すべての人が持っている力を発揮できる共生社会の実現を目指しており、この共生社会の理念は障害者雇用の根幹にあるものです。

障害者雇用は、障害者自身の経済的自立や生きがいのある豊かな生活につながるのみならず、企業においても、人材の確保に加え、障害者が活躍できる職場環境の整備や多様性への理解が進むことで、すべての従業員が働きやすい職場づくりが促進されるなど、企業の魅力向上につながります。

本県では、滋賀県障害者雇用対策本部において、令和6年3月22日発出の「県内民間企業等における障害者雇用の促進に向けた本部長宣言書」にある基本方針と具体的な取組内容を通じて、障害者雇用施策を前進させていくこととしています。

また、さらなる障害者雇用の促進を図るため、滋賀労働局と連携して開催する障害者就職面接会や障害者の就労体験(トライワーク)の活用等を通じて、雇用の拡大に向けた支援を行っていくほか、好事例の周知や障害の特性に応じた雇用の推進につなげるセミナーを開催し、県内企業における障害者の雇用と定着の促進を図ります。

貴団体には、障害者の雇用の促進と安定に、これまでも御尽力いただいておりますが、一人でも多くの障害者がその希望と能力に応じて多様な働く場に参画し、力を発揮できるよう障害者の雇用環境等の整備や職業能力の開発および向上に取り組んでいただくとともに、障害者雇用に係る国および県の取組に引き続き御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、会員企業を有する団体におかれましては、本要請内容を会員の皆様に周知いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、民間企業の法定雇用率は、令和8年7月より2.5%から 2.7%に引き上げられます。これに伴い、従業員 37.5 人に1人の割合で障害者を雇用する義務が生じますので、引き続き障害者の雇用確保・維持に積極的に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年(2025年)3月24日

関係諸団体

代表者 様

滋賀県障害者雇用対策本部長

滋賀県知事

三 明 大 造

障害者の雇用確保・維持に関する要請活動の手引

滋賀県障害者雇用対策本部事務局
【令和8年度版】

目次

1. 要請活動とは

2. 配布物

3. 全体フロー図

4. 要請活動の手順

- ①県庁所管課
- ②関係諸団体等(傘下事業者を有する団体等)
- ③関係諸団体等(傘下事業者を有しない団体等)

5. お問い合わせ

※次頁以降、ページ右上に対象を記載していますので、
該当ページをご参照ください。

【対象】

- ・県庁所管課
- ・関係諸団体等(傘下事業者を有する団体等)
- ・関係諸団体等(傘下事業者を有しない団体等)
- ・共通

1. 要請活動とは

趣旨

県内事業所が、障害者の雇用の促進等に関する法律第5条に定める「事業主の責務」を果たすとともに、同法第43条第1項で規定されている、一般事業主の雇用義務等の数値(法定雇用率)を維持・達成できるよう、滋賀県障害者雇用対策本部から関係諸団体や県内事業所に対して要請活動を実施します。

考え方

- すべての事業主は、有為な職業人として自立しようとする障害者に対して、雇用の場を与えるとともに、適正な雇用管理ならびに職業能力の開発および向上に努められなければならないとされています。
- また、常用雇用者数が37.5人以上の一般事業主は、法の規定により、障害者の法定雇用率を維持・達成することが義務付けられています。
- 滋賀県では、県内事業所が事業主の責務を果たすとともに、法定雇用率を維持・達成できるよう、要請書の手交や障害者雇用ガイドブックの配布、また、障害者雇用の現状や活用できる支援制度の周知を行います。

配布物は3つあります。

- ① 障害者の雇用確保・維持に関する要請書
- ② 事業主向け障害者雇用促進ガイドブック
- ③ 障害者の雇用確保・維持に関する要請活動の手引

以下、
要請書セット

と表現します。

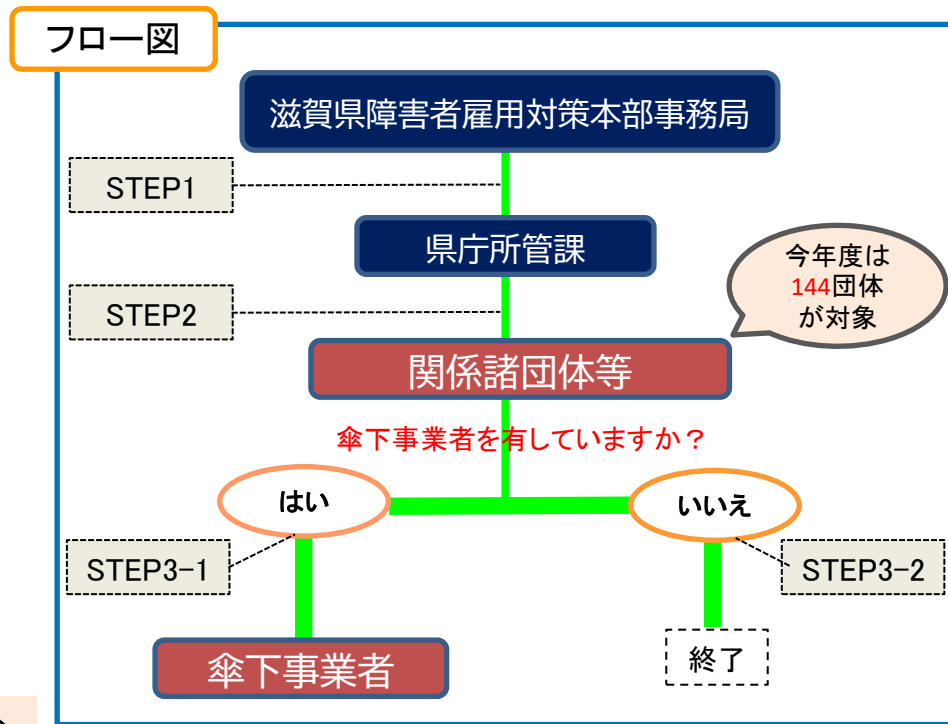
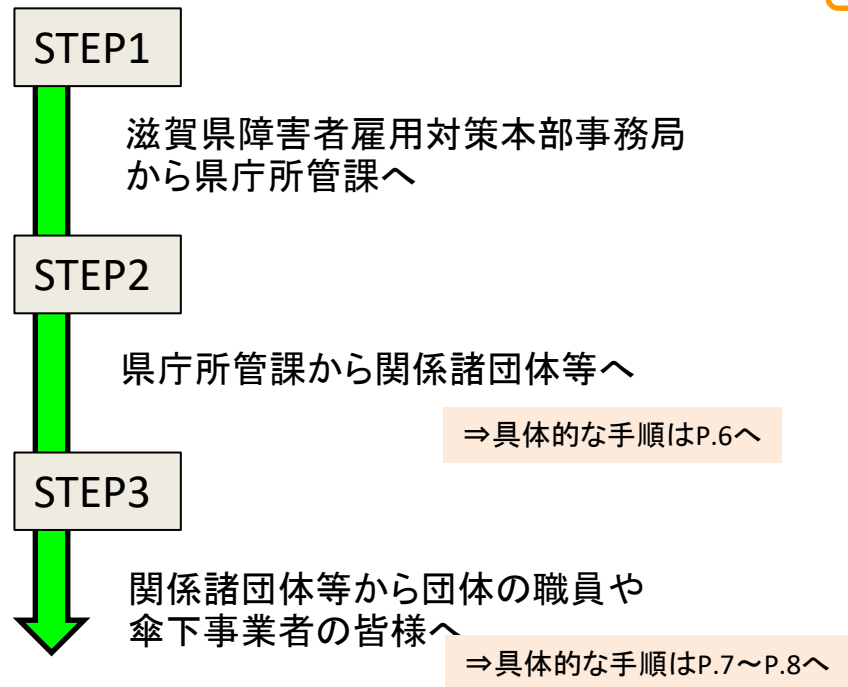


要請書セットは、現物(各1部)と
電子データで送付します。

3. 全体フロー図

共通

下記フロー図に従って、「要請書セット」の配布をいただきますようお願いいたします。



4-①. 要請活動の手順

STEP2

県庁所管課

滋賀県障害者雇用対策本部事務局から、関係所属に「要請書セット」を配布しますので、所管する関係諸団体等(※)へ、現物および電子データの配布をお願いします。

(※)別添の関係諸団体等一覧を参照

留意事項

★要請書セットの送付



要請書セットは、現物(各1部)と電子データを所管課へ送付します。

- ・要請書セット(現物)は、所管課から関係諸団体等の経営層または人事総務担当者に原則手交し、要請活動の趣旨を理解いただけるよう説明をお願いします。
- ・手交が困難な場合は郵送も可としますが、電話等で要請活動の趣旨について補足説明をお願いします。
- ・併せて、要請書セットの電子データをメールで送付してください。
(関係諸団体等が所属職員や傘下事業者に対して展開できるようにするため)

4-②. 要請活動の手順

STEP3-1

関係諸団体等
(傘下事業者を有する団体等)

県庁所管課を通じて「要請書セット」を配布しますので、内容をご確認ください。

併せて、貴団体の所属職員や傘下の傘下事業者等に「要請書」および「事業主向け障害者雇用促進ガイドブック」を送付し、障害者の雇用確保・維持の呼びかけに御協力をお願いします。

留意事項

- 要請書セットは、県庁所管課を通じて、現物および電子データでお渡しします。
呼びかけにあたっては、必要に応じて電子データをご活用ください。

傘下事業者への周知方法(例)

- 傘下事業者向けのメルマガや会報誌等を通じて、要請書およびガイドブックを送付する。
- 傘下事業者の集う会合等で、要請書およびガイドブックを配布する。

4-③. 要請活動の手順

STEP3-2

関係諸団体等
(傘下事業者を有しない団体等)

県庁所管課を通じて「要請書セット」を配布しますので、内容をご確認ください。

併せて、貴団体の所属職員等に「要請書」および「事業主向け障害者雇用促進ガイドブック」の内容を展開いただくなど、障害者雇用の促進に向けた取組について、御協力をお願いします。

要請活動について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

- ・商工労働部労働雇用政策課
- ・健康医療福祉部障害福祉課
- ・教育委員会特別支援教育課

■代表連絡先

商工労働部労働雇用政策課

(TEL) 077-528-3758

(E-Mail) fe0004@pref.shiga.lg.jp

障害者雇用の促進に向けた 取組宣言の手引

滋賀県障害者雇用対策本部事務局
【令和8年度版】

目次

1. 本部長宣言と取組宣言について
2. 配布物
3. 取組フロー図
4. 取組の手順
5. お問い合わせ

※次頁以降、ページ右上に対象を記載していますので、
該当ページをご参照ください。

【対象】

- ・県庁所管課
- ・関係諸団体等
- ・共通

1. 本部長宣言と取組宣言について

共通

本部長宣言とは

- 滋賀県において、官民一体となって障害者雇用を促進していくため、滋賀県障害者雇用対策本部長が障害者雇用についての基本方針や具体的な取組内容を宣言するもの。
- 県内事業者が、障害者雇用促進法第5条に定める「事業主の責務」を果たせるよう、法の趣旨の理解を深め、障害者の雇用促進等に向けた自発的な取組を促す普及啓発活動として行うもの。
- 令和6年3月22日に宣言発出。

取組宣言とは

- 「本部長宣言」の基本方針に賛同する関係諸団体等にて、独自で実施する具体的な取組等について宣言するもの。その内容について、県や他団体と情報共有をしながら障害者雇用の取組を推進する。
 - 提出された取組宣言について、令和7年11月に県ホームページへ掲載。
- ▶ URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17081.html>

配布物は3つあります。

①障害者雇用の促進に向けた取組宣言の手引

② 障害者雇用の促進に向けた取組宣言書(様式1)

③障害者雇用の促進に向けた本部長宣言の写し

以下、

宣言書セット

と表現します。

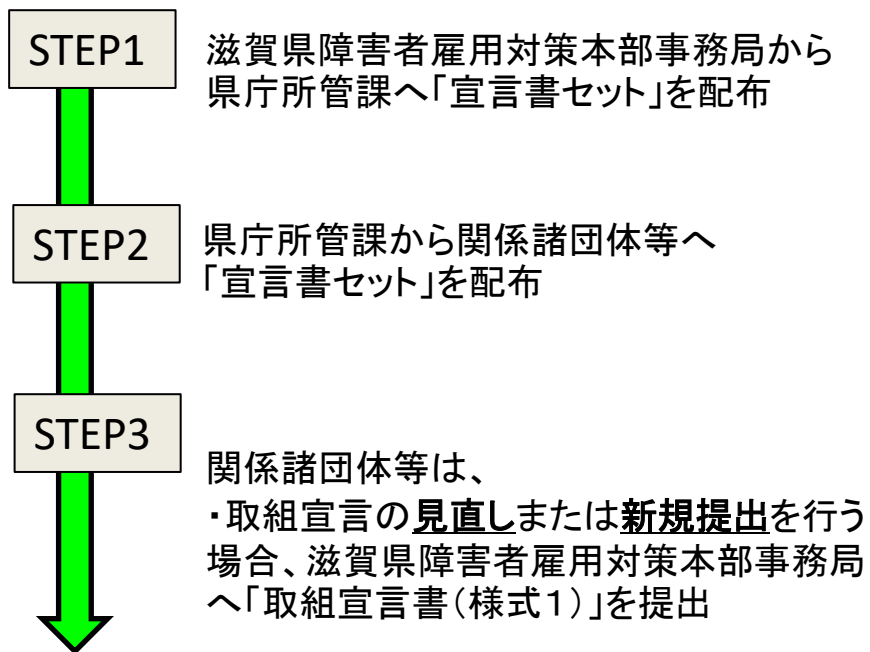


宣言書セットは、現物(各1部)と
電子データで送付します。

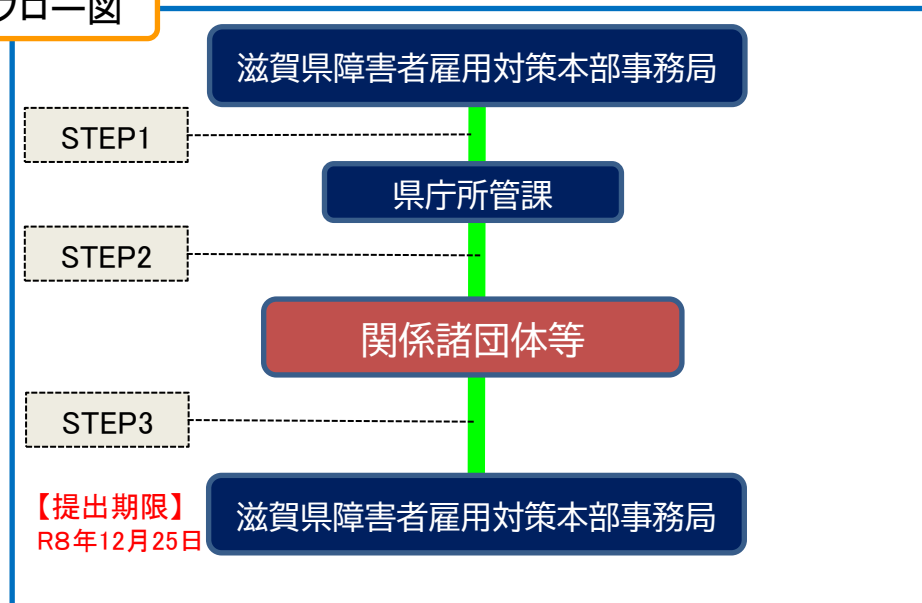
3. 取組フロー図

共通

下記フロー図に従って、障害者の雇用促進に向けた取組にご参加いただきますようお願いいたします。



フロー図



4-①. 取組の手順

STEP2

県庁所管課

滋賀県障害者雇用対策本部事務局から、関係所属に「宣言書セット」を配布しますので、所管事業の関係諸団体等(※)へ、現物および電子データの配布をお願いします。

(※)別添の関係諸団体等一覧を参照

留意事項

★宣言書セットの送付

【送付期限：R8年11月13日】



宣言書セットは、現物(各1部)と電子データを所管課へ送付します。

- ・宣言書セットは、所管課から関係諸団体等の経営層または人事総務担当者に原則手交し、本取組の趣旨を理解いただくよう説明をお願いします。
- ・手交が困難な場合は郵送も可としますが、電話等で本取組の趣旨について補足説明をお願いします。
- ・併せて、宣言書セットの電子データをメールで送付してください。
(関係諸団体等が所属職員や会員企業に対して展開できるようにするため)

4-②. 取組の手順

STEP3

関係諸団体等
(取組宣言実施済み)

③-1 取組宣言をした関係諸団体等

県庁所管課を通じて、「宣言書セット」を送付しますので内容をご確認ください。

令和7年度の取組および宣言内容の振り返りをお願いいたします。

※振り返り内容については、アンケートの【問1-2】にご記入をお願いします。

取組宣言の内容を見直す場合は、「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出してください。

次年度以降も、「取組宣言」について貴団体の所属職員や傘下の会員企業等に周知し、年間を通じて障害者雇用の促進に向けた取組の実施をお願いします。

【提出期限: R8年12月25日】

4-③. 取組の手順

STEP3

関係諸団体等
(取組宣言未実施)

③-2 取組宣言をしていない関係諸団体等

県庁所管課を通じて、「宣言書セット」を送付しますので内容をご確認ください。

障害者雇用に関する取組について、振り返りをお願いします。

新たに本部長宣言の趣旨に賛同、取組宣言をいただける場合は、「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出してください。

併せて、「取組宣言」について貴団体の所属職員や、傘下事業者を有する場合は参加事業者等に周知し、年間を通じて障害者雇用の促進に向けた取組の実施をお願いします。

【提出期限: R8年12月25日】

4-④. 取組の手順

STEP3

関係諸団体等

「取組宣言書(様式1)」にかかる留意事項

- ・取組宣言は、毎年 of 更新は必須としておりません。
※見直しを希望される際は、「取組宣言書(様式1)」に記入し、滋賀県障害者雇用対策本部事務局に提出してください。
- ・提出いただいた取組宣言は、団体名と宣言内容を県ホームページに掲載しています。
見直しや新規提出があれば、随時更新を行います。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17081.html>
- ・取組宣言は、電子データで作成いただいて構いません。
代表者の署名も電子による入力を可とします。
郵送または電子メールでご提出ください。

<提出先>

〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部労働雇用政策課
産業ひとづくり推進室内
滋賀県障害者雇用対策本部事務局 あて
E-Mail: fe0004@pref.shiga.lg.jp

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

滋賀県障害者雇用対策本部事務局

- ・商工部労働雇用政策課
- ・健康医療福祉部障害福祉課
- ・教育委員会特別支援教育課

■代表連絡先

商工労働部労働雇用政策課

(TEL) 077-528-3758

(E-Mail) fe0004@pref.shiga.lg.jp